

○田中委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を開催いたします。

今委員会は、新年度に向けての各条例案ですとか、また新たな事業への予算、そして重要、また緊急ないろんな案件も多くありますので、委員の皆様方の慎重審議をよろしくお願いいたします。また、ボリュームもたくさんありますので、委員会運営に御協力いただきますように、よろしくをお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり進めてまいります。

なお、本日中に審査及び調査が終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、御承知おきください。

それでは、教育委員会所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、教育長の挨拶を受けます。

野津教育長。

○野津教育長

おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長はじめ、委員の皆様方には、日頃より教育行政全般につきまして、御指導、御鞭撻をいただいておりますことに、まずもってお礼申し上げます。

田中委員長の御挨拶の中にもありましたけども、本議会に来年度の当初予算案を提出させていただいておりますけども、教育委員会分といたしましては、ちょうど1年前に新しいしまね教育振興ビジョンを策定し、その体系に沿った整理をして今年度の予算として出させていただいてお認めいただき、それを執行する中で、さらに充実すべきところを膨らませて、より充実した予算案として編成することができました。今回、それを提出させていただいておりますので、何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

そして、特に今議会でも田中委員長ほか須山委員からも御質問いただきましたN-E. X. T. ハイスクール事業ですが、60億円の基金を積んで3つの学校に配分するということですが、文部科学省の意図としては、とんがった公立高校をつくる、3校に絞ってそこに集中投資をしてというような霞が関的なお考えによるものです。

もうひとつは、その基となったデータ、経済産業省からはじまった将来予測、需給予測ですので、経済産業省的な民間的な発想も多くあって、今日言えば明日からできると。いろんな行政手続とか、議会との予算のやり取りとか、入札だと、このようなことが非常に省力化した期間でつくってありますので、3年限り、しかも繰越ができないという非常に厳しい事業設定がされておまして、要件も、3校に絞ってそれ以外は認めないと、横展開も認めないというような、行政への補助事業としては非常に厳しい内容となっているのが実態でございます。

全国の都道府県の教育長と1月末に集まって話す機会がありましたが、その時点で60億円の枠が埋まっている都道府県は1つもありませんでした。みなさんどうやってこの期間に60億円まで達するのかと。1校20億円なんですけども、3校で60億円というのが上限ということで、多少やりくりがあってもよいようには聞いておりますけども、なかなかこうやって議会に予算をお認めいただいて、例えば60億円というのは大きくて、ハード整備、つまり校舎整備など、そのようなものになると、基本設計をして、実施設計を

して、その額ですと一般競争入札をして、かなりの手続を経て完成してないと対象にならない、支払い済みまでしか対象にしないという非常に厳しい要件があります。全国の都道府県教育長協議会でも、一回説明を文部科学省から全員で聞いた案件もあって、その場で私も意見を言わせていただいておりますけども、実際に申請がはじまって、多分2月末はどこも申請してないのではないかと思いますけど、国は補正予算でつけてますので、この3,000億円近くのですね、今年度中に何らかのアクションがないと補正予算の意味がないということで、そういうことでやりますけど、おそらく全国的に5月の中旬の締切に向けて申請していくんだらうと思っています。

情報交換してまいりますけれども、その中で全国の要望として、もう少し使いやすいもの、例えば横展開の波及効果、これ、パイロット校で、協力校という名前があって、この学校がパイロット校で、それと同時に展開していくのを協力校と言ってますけど、協力校には使えないことになってますから、その通信機器とか展開するためには、そういったネットワークの整備というのもの、あるいは、何か実験室をパイロット校につくるのであれば、ネットワーク先の協力校にも似たようなものがある程度ないと非常に非効率、事業として成立するのに非効率なので、そういったところもこれから全国的に声を上げていかないといけません。せっかく10分の10でつくという珍しい事業、高校に対しては珍しい事業でありますので、有効に活用していきたいと思っています。またそういった意味で、重点要望等でもいろいろ言っていかなければいけない場面も出るかもしれませんが、そのときにはどうか議会、議員の皆様方の御理解、御協力、御支援のほどをよろしく願います。

もう一つ、県立高校の再編のお話も、今議会もそうですけども、先般よりぼちぼちお話が出るようになって、答弁でも申し上げておりますが、今日時点で江津以外では具体的に検討しているものはございません。しかしながら、いずれこの少子化が進んでくる、今年のゼロ歳児まで子どもの数が分かっているわけですから、そこを見ながら、どのタイミングでどういう再編をしなければいけないのかということを考えていく必要がございます。今のしまね教育振興ビジョンの計画期間中に、そういった検討をはじめていくということは言っておりますので、データ整理とか頭の体操は、私自身もスタッフのほうもしておるんですけど、その答え合わせをはじめようというのは年度が明けてからかなと思っています。

そういった中で、本日の新聞ですかね、私立高校への専願が増えていると。原因は現時点ではよく分かりませんが、全部終わって新年度になって、中学校へアンケートとして聞いていきます。途中経過なので整理してもエビデンスにはなかなかならないので、結果としてはよく聞いていきますけども、県立高校の入試も特色選抜、いわゆる一部学科試験のないものを、定員の最大40%まで認めていくと。大学が既にそのやり方が半分程度になっていきますので。前にも申し上げたかもしれませんが、そういったやり方は得意なところを伸ばしていくと、好きなことを極めていくと、こういった進路の決め方に適しているということでもあります。一方で、一般入試、学科試験は、得意なところを伸ばしても満点でそれ以上伸びませんので、苦手を克服していくものです。100点が取れないところを100点に近づけていく、苦手な部分を克服していくというやり方になります。総合選抜だけやっていると、そういう得意なことを伸ばしますが、苦手なところが苦手なまま

残るのかなど。ただ、これが今の日本の趨勢でありまして、社会へ出る半分はそういうタイプで出ていくという形がこれからはじまる、もう既にはじまりかけているという状況があります。それが社会としていいのか悪いのかありますけど、現実、もう受け入れる側がそのようになっているので、送り出すほうもそのような形でやっついていかないと、選択肢が狭まってしまうということでもありますので、このやり方自体は間違っていないですが、やはりそこに至る過程、本県も非常に重要視しています。小・中学校段階での基礎学力をしっかりとつけていくこと、その上で選択肢として好きなことを伸ばしていくのか、さらに苦手なところを克服していくのか。その土台となるのは、小・中学校段階での基礎学力だと思っ
ていまして、そこをしっかりとつけていくことがこれからの社会、いろんな選択肢が広がった中でも選べる力を持つのは、いわゆる読み書きそろばん、分数がまずはしっかりできるということ、そして分数を多少応用したことが日常生活の中で使いこなせるようになるところまでが大切だろうと思っています。

そうすると、これも小・中学校段階ですので、基本的には市町村教育委員会の仕事であります。私はそれに指導、助言しかできないわけですし、ただ、そういった子どもたちを高校で受け入れるわけですから、やはりしっかりとやっていただきたいということでこの5年近く、年度でいうと、私も5年度が今終わるところですけども、就任当初から問題点として力を入れて共に頑張ってきたわけですけども、まだまだ全体の意識がそこへ集中するという段階に至っていないというのは、私の力不足ではあります。ただ、いろんな事業、例えばたつじんテストとか、いろんな事業をお認めいただき、現場でそれをやることで、何のためにこれを行っているんだという意識をやはり教員は持ちますので、やらされてやるということではなく、何のためにこれやるんだらうという意識を持って、島根県の教員、やはり真面目で熱心ですので、それがいろんな選択肢へのチャレンジの土台となるものだということを現場でもしっかりと持ってもらって、最後は教室でどう指導できるかということにつながりますので、そういったことに引き続き取り組めるような予算案を提出させていただきます。何とぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

なお、人権同和教育課の勝部課長は今日、欠席させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○田中委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました教育委員会に係る議案は、条例案7件、予算案3件であります。

はじめに、条例案の審査を行います。

第31号議案から第35号議案、第73号議案及び74号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧教育委員会総務課長

資料1ページをお願いします。第31号議案、県立学校の教育職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例、第32号議案、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

1、提案理由です。人事委員会の勧告及び報告を受けまして改正を行うものです。

2、改正内容でございます。まず、(1)初任給調整手当につきましては、月例の給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を支給するために国に準じて措置するものでございます。

ア、県立学校の教育職員につきましては、既に初任給調整手当の規定がございますので、その手当を第1種初任給調整手当とした上で、今回、第2種初任給調整手当として措置いたします。

イ、市町村立学校の教職員には現在規定がございませんので、初任給調整手当として設けるものでございます。

なお、来年度におきまして、この手当を支給するような状況になることは想定をしております。

(2)通勤手当です。自動車等の使用者に対し、自動車等の使用距離に応じて支給する通勤手当の月額の上限を6万700円に引き上げるものです。現在の上限は4万2,600円ですので、1万8,100円の引上げとなります。

(3)宿日直手当につきましては、勤務1回に係る支給の限度額を国に準じて改定するものです。

ア、通常の場合につきましては300円、イ、執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合につきましては450円、勤務1回に係る支給額をそれぞれ引き上げるものです。

3、施行期日ですが、今年4月1日から施行としております。ただし、(3)の宿日直手当につきましては、昨年4月1日から適用とし、遡って差額を支給したいと考えております。

続きまして、2ページをお願いいたします。第33号議案、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。

1、提案理由です。国における義務教育国庫負担金の最高限度額の見直しに鑑みまして、教員特殊業務手当の額について所要の改正を行うものです。

2、条例の概要です。教員特殊業務手当のうち、区分に記載しておりますとおり、部活動指導業務に係る額を改定しようとするものです。改正前は4時間以上で3,600円であったものを3時間以上で3,900円に、2時間以上4時間未満につきましては、1,800円であったものを2時間以上3時間未満で1,950円としたいと考えております。3時間以上ということにいたしますと、土曜日、日曜日等に午前中9時から12時まで部活動を行った場合にも支給することとなりますので、これまでの4時間以上から3時間以上に改正することで、部活動時間の縮減にもつなげていきたいと考えております。

2、施行期日は、今年4月1日としております。

続きまして、3ページをお願いいたします。第73号議案、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第74号議案、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてです。こちらにつきましては、昨日、3月4日に上程させていただいた条例でございます。

1、提案理由ですが、人事委員会の勧告及び報告を受けて改正を行うものです。

2、改正内容です。(1)は、駐車場等を利用する県立学校の教育職員と市町村立学校の教職員について、月額3,000円を超えない範囲内で駐車場等に係る通勤手当を支給することとするものでございます。

(2)につきましては、通勤手当に、先ほど(1)で説明をいたしました駐車場等に係る通勤手当の額も含めて、限度額を月額15万円とすることを定めるものです。

(3)は、現在、月の中途に採用されても翌月からしか支給されていない通勤手当につきまして、採用日等から支給できるよう、国に準じて見直しを行うものです。

3、施行期日は、今年4月1日としております。以上です。

○田中委員長

竹崎学校企画課長。

○竹崎学校企画課長

それでは、資料4ページを御覧ください。県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

1、提案理由ですが、児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要があるとございます。

2、条例の概要ですが、表を御覧いただきますと、改正前と改正後の定数を示しております。高等学校の教育職員については、1,606人であったところを2人増の1,608人といたします。事務職員及び技術職員については、185人で変更はございません。特別支援学校の教育職員については、1,032人であったところを24人増の1,056人といたします。事務職員及び技術職員については、79人で変更はございません。小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員については、5,011人であったところを48人減の4,963人といたします。事務職員及び技術職員については、348人であったところを6人減の342人といたします。

表の下に定数増減の要因を記載しております。(1)高等学校教育職員については、まず、国への加配要求数を16名増としております。定年年齢の段階的引上げにより、今年度は定年退職がない年となっており、そういった年については教員採用数を維持、平準化する目的から、国に対して少人数指導や生徒支援といった名目で例年よりも多く加配要求ができることとなっておりますので、ここを多めに要求しているところでございます。その他学級減等による収容定員の減少や県単独の加配数の減少により、差引き2名増となっております。

(2)特別支援学校教育職員については、児童生徒数の増加による職員定数の増となっております。

(3)小学校、中学校及び義務教育学校教育職員については、国への加配要求について、高等学校と同様に少人数指導等の加配要求数を増としており、加えて国のほうで小学校における教科担任制を段階的に4年生に広げる対応を行っていることから、全体で29名増としております。また、国のほうで来年度、中学校1年生の35人学級が実施されるため、これまで県単独で行ってきた少人数学級加配を減ずるなどの理由により、県単独の加配数を28名減じます。逆に中学校1年生の国からの基礎定数が増となりますが、その増分を含めても児童生徒数の減少による学級数の減少で40名の減、学校統廃合による学級数の

減少で8名の減となっております。

(4) 小・中学校等事務職員及び技術職員については、教育職員と同様に、学校統廃合による職員定数の減としております。

3、施行期日については、令和8年4月1日としております。以上です。

○田中委員長

登城学校教育課長。

○登城学校教育課長

続いて、5ページを御覧ください。第35号議案、島根県立高等学校教育振興基金条例について御説明いたします。

1、提案理由です。県立高校における魅力化及び特色化等の取組の促進に関する事業の経費に充てるため基金を設置する必要がありますので、条例案を提出させていただいております。

続いて、6ページをお願いします。基金により実施する事業の概要を御説明いたします。

1、基金により実施する事業の内容です。先ほど教育長の挨拶でもお伝えさせていただいたとおり、このたび国の補正予算でN-E. X. T. ハイスクール構想として、各都道府県に国10分の10で基金を設置し、3つの類型で各県原則3校の改革先導校、いわゆるパイロット校を設置することとされました。事業期間は、令和8年度から令和10年度支払い完了分までの3年間とされております。

(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援では、将来の就業構造や職種間のミスマッチで示されている現場人材の不足に対応するため、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを推進する類型となっております。

(2) 理数系人材育成支援では、将来的な事務職の余剰、専門職の不足に対応するため、理数的教養を身につけ、高等教育を見据えた文理融合の学びを推進する類型となっております。

(3) 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保では、少子化が加速する地域における高校教育の維持や学びのアクセスの確保などに対応するため、遠隔授業の配信や不登校、日本語指導が必要な生徒など、教育上の配慮が必要な生徒への学びの支援を推進する類型です。国の示す公募申請スケジュールに基づき、5月中旬の申請に向け、検討を進めております。

次に、2、基金計画ですが、今年度中に国から基金造成に関する事務費分の6,000万円が交付される予定であり、2月補正予算で基金積立てのための歳入と歳出予算を計上しています。また、令和8年度当初予算では、この事務費の一部980万円余を取り崩し、検討や準備に係る経費に充てるよう予算案に計上しております。

表のとおり、今後申請を行い、交付決定があれば、その額を都度積み立てし、取組の進捗に応じて取り崩していく予定です。

7ページを御覧ください。国の予算説明資料をつけております。国の予算額は2,900億円余となっておりますので、単純に1校当たり割り戻すと20億円余、3校分で約60億円程度となり、これを上限額として国から交付決定に基づく補助があると説明を受けております。

資料5ページにお戻りください。2、条例の概要を御覧ください。この条例は、設置、

積立て、管理、運用益金の処理、繰替え運用等基金の管理、運用に関し、必要な事項を定めるものでございます。

3、施行期日は、公布の日から施行することといたします。説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はありませんか。

須山委員。

○須山委員

ありがとうございました。

野津教育長も冒頭の挨拶で触れました、いわゆる島根県立高等学校教育振興基金条例の関係、私も一般質問でも取り上げさせていただきましたし、非常に事業の危うさといえますか、危ういなと思っていた矢先に今日の新聞で、さっき、これも教育長が紹介されましたけども、もう既に高校無償化ということで私立のほうへ専願が増えてきているという。こういう状況を見るにつけて、文部科学省が言っているこの構想自体の理念はいいですけど、具体的な事業があまりにもとんがってる、とんがってるんでしょうけども、こんなことやっているうちに、どんどん既存の県立高校は衰退をしていくと。多分これは教育長も非常に危惧をしているんだろうと思うんですけども、こんな事業を許してはいけないのではないかと、せめて60億円を配分するという事になれば、やっぱりあまねく県立高校に、しっかりそういった事業の恩恵を受けるような事業にするよう強く文部科学省に言うべきであって、3年という短い中で、県立高校のこれまでなかなかお金が入れられなかったところを、しっかりと私立に負けないようなハードなりソフトなり、そういったものを充実させていくということを強く、これはこんな事業をやらしちゃいかんと思うんですけども、どうですか。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

須山委員の御懸念、執行部の関係者からも同様に聞いておりますけども、この事業をやるべきかどうかという、せつかなのでやってもよいと思います。答弁でも私が答えておりますが、国がその後どうするのかということ、交付金を次の年度に向かって、この夏にしっかり考えて、次の年度から使えるように交付金を考えているという方針で検討がはじまるわけですけども、これは3校だけではなくて、この3校を横展開する、周辺のところ配れる交付金を、これは継続的な事業として考えているということ、秋口から説明を受けておまして、我々都道府県も、既に焦点をそこにある程度絞った意見交換といえますか、11月にも都道府県の教育長の協議会で、私はブロック役員の当番なので初等中等教育局長に、もう交付金の話を、使い勝手のよさの話、幅広く、制限なく、高校全体のレベルアップ、公立高校全体のレベルアップを我々に任せてほしいという言い方で要望をはじめておりますし、1月の文部科学省の説明会は、都道府県教育長に対する説明会もあり、意見交換もありました。その場でも私は、もう少しソフト事業、教育は人が支えているので、例えば標準定数を上回る県単独の加配、本県でいいますと普通科高校に主幹教諭を単独で加配している、あるいは専門高校に、その進路を支えるために理数教員を加配

していると。こういった地道な全校にわたる取組を交付金の対象にしてくれという声を上げておりまして、文部科学省の幹部へ直接伝えております。都道府県の教育長協議会という立場でやっておりますので、簡単に無視はできない、聞き捨てるわけにいかない、必ず答えを出さなきゃいけない案件として出しております。もちろんこれから春には、その協議会での重点要望も行いますので、現在、それにきっちり入れるという作業をしかけており、それを入れるように努力をしております。

ですので、全国的には、今、高校の再編の真っ最中のところや、やりはじめているところで、全国が何をしているかということ、学年で4クラスを切る高校を再編すると。島根県がもう20年前に終わったような話を今やっております。広島県や岡山県、山口県もみんな今年度からはじめて、いろいろ新聞にも出ていると思いますけども、あれは4クラスを切るところがやっております。4クラスを切ると教員がガクッと減るので、開講科目が少なくなったりしますので、子どもの教育に若干支障が出ます。しかし、文部科学省は4クラスを切ったら再編なさいなどということは言わない、都道府県立ですからそんなことに口は出せない。私が市町村立学校に口を出さないのと一緒で、私もそんなことは言われたくない。ただ、財政的に締め上げてくるわけです。

本県は、議会にこうやってお認めいただいて、そういうところに県単加配の教員を配置させていただいて教育を支えております。主幹教諭も授業をしますので、そういった支えていただいているところと、これからそういうことに直面して、4クラスを切ったらどんどん減らす、3分の1ぐらいに減らすというような県が多いと思います。もうひとつ言うと、通えるところに学校がたくさんあるという現状があると思いますので、本県はこの現状、先ほど挨拶で言い忘れましたけど、これまでも申し上げておりますが、中山間地域、これ以上普通科高校を減らすと生徒が通えなくなるということは、定住条件が良くなって選ばれない地域になってしまうということがありますので、そういったものを支える中で、それは我々、そういう意味で、島根県は他県から比べたら20年先、人口構造も含めて20年先を進んでいるのだから、島根県が今やっているようなことを他県がやるための補助があるなら、先行しているところはもちろん対象にしてもらわないと困ると、このような理屈で申し上げます。

ですので、この事業は、例えば我々は60億円じゃなくても、59億円でも40億円でも、もし今、取り組もうとしていることに、言葉は悪いですけど、財源振替ができれば、その財源を全校に回すことができる、一般財源ですから回すことができるというような財政運営上のテクニックも何とか使えないかなと。もちろん予算案に入れなければなりませんし、議会の御承認をいただかないといけません。国の制度をうまく利用して、島根県らしい、島根の実情に合った、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、要はうまく利用していくということが大事で、それは執行部の工夫だろうと思っておりますし、それで案ができたなら、また議会にも御説明しながら御了解いただきながら進めていきます。

とにかく、教育長として焦点を、全国の都道府県もそうですけども、この交付金のほうを注目している。このパイロット事業の60億円の事業は、突然、地方のことに関わりなく補正予算でつくってしまったので、あまり制度的には変えられないだろうとは思いますが。しかし、要望して期間を1年延ばしてもらいました。あまりにも短すぎるということで。1年は延ばして、もうこれで限界と言われております、もうこれ以上の繰越しも認め

ないと言われているんですが、対象経費をもう少し柔軟に認めていただければいいなど、協力校も対象になればいいなと思います。これは要望もしていきます。大きな仕組みとしては変わらないし、利用できるものは利用したいと思っていますので、須山委員の御懸念のとおり、全校にいかに波及させるか、県立高校全校をいかに底上げしていくのかというところを考えております。一方で、小・中の基礎学力の育成からはじまると思っています、これが県立高校の底上げの、本当のベース中のベースだと思います。

そして、DXハイスクールも、答弁でも申し上げましたが、本県の採択率が全国1位、これも国10分の10。1年限りのところは3年になったので、全部でいうと来年度分までが3年目ですけど、4億円を裏負担なしで国からもらってやる事ができています。ですから、ICT関係では、これで底上げを図っておりますので、少し機器的なもの、あるいはそれに伴うソフト事業、カリキュラム開発とか、そういったものを併せてやっております。そういったことをやりながら、DXハイスクールも取り込んで、今の事業になっています。文部科学省は、もともと高校には手を出さない、お金を出さないというのが基本的なスタンスで、高校教育課という課がございません。高校については、スタッフでやっています。しかし、今度、初めてつくるそうです。それぐらい高校のことは基本的に手を出さない、口は出すんですが。そのようなスタンスだったのがこうやってお金を、高校無償化という政治的な動きから来ていますが、公立の高校にもお金を出すことになりました。我々から言うと、出し方がちょっと乱暴かなと、もう少し地方の声を聞いてほしかったなという気がしますが、今度の交付金という継続的な事業、交付金なので財源が検討されますので、それはしっかり意見を言って、我々のための交付金になるように努力していきます。そういった財源を使いながら、先ほど申し上げました、制度をうまく使いながら、高校全部が、島根県の高校教育が底上げになるように取り組んでいきたいと考えております。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

ありがとうございました。

野津教育長の思いは十分伝わりましたが、野津教育長が言われたように、4年後の交付金、当然どういった種類、質で、どれぐらいのボリュームが来るかということが全然まだ見えておりませんので、ぜひともしっかり要望していただきたいと思っておりますし、私が危惧するのは、結局その4年後っていうのは、ワンサイクル、高校は終わるんですよね、1年生として入って3年で卒業していくという。そのときの島根県内の高校がどうなった状況になっているかっていうことを考えたときには、かなり厳しい。ですから、そういった意味で、今、60億円をやめろとは言ってはいませんが、やっぱりうまくどうにか使う方策を、今、話を聞いてみると、いろいろやり方があるというように思っておられるようなので、さすが財政課出身の野津教育長でありますから、いろいろなテクニックを駆使するんだろうと思いますが、そのことについて、ぜひとも駆使して、県内の高校にしっかり果実が行くようにして、ほかの高校が取り残されないように。

今、野津教育長が言ったように、今、島根県内においての高校の役割っていうのは、やっぱり各中山間地域の一つのまちづくりの核、ずっと言っていますけども、一つの核になっていて、それがなくなるということは非常に大きいことでもありますから、島根県型の高

校の在り方というのをしっかり議論していただいて、そういった60億円もしっかりどうにか配分することについては県議会のほうも多分協力はしていくと思いますので、引き続きよろしくお祈いします。意見で結構でございます。

○田中委員長

ほかにございませんか。

福井委員。

○福井委員

私も須山委員が聞かれたことを聞こうと思っていたんですけど、今、野津教育長から答弁いただきましたけども、これに関連してといいますか、今日の新聞にも出ていたように、私立高校も運営するために授業料が無償化ということで、今日の記事にも書いてあるように、2027年度からがその辺の影響がはっきり出てくるかなというようなことがそれぞれの私立高校の関係者の方が発言されていますけど、公立高校も、先ほど4割程度が、もう一般入試じゃなくて生徒を集めているということになると、極端に言えば、野津教育長も常々言うておられるように、中学校で先ほど言われた小・中の基礎学力ですよね、そこがなくても高校に入れるというか、入ってしまうみたいな形になると、先ほどからいつも言われている基礎学力の部分がしっかりできてないまま、このままだったら一般入試が、決められるのは県の教育委員会ですけど、また4割が5割になったりとか、普通の一般入試で入る方がだんだん少なくなってくると、その学力差というか、その辺非常に差がついていきそうな、同じ高校の中でも。そういうときに、このとんがった高校とそうじゃないところになると、ますます今度は高校間の格差も出てきそうな気がするんですけど、その辺について、小・中はいつも市町村教育委員会に任せると言われておりますけども、県の教育委員会も知らない顔はできない、要は高校で受けたときに、生徒さんを、またそこから中学校の勉強をはじめみたいなのになっちゃうと思うんですけど、その辺についてちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

私が市町村に冷たいというお話は伺っておりますけども、決してそうではなくて、そうであったら昨年度、小学校の3分の1を自分で回って、校長を直接指導したりはしません。大変なエネルギーなんです。ほかになにもできなくなるぐらいエネルギーが必要でございます。市町村教育長会議も年4回やって、毎回新しいこと、エビデンス、結果を基に、これが足りない、こうしたほうがいい、もっとこれやるべきだというお話を、私には決定権がありませんので、いろんなアドバイス、助言、指導といいますか、提案、具体的に県議会で予算を認めていただいて、提案をしています。

例えば、たつじんテストも全市町村でやっていますけれども、全員がやっているわけではありません。学年を決めたり、学校を特定したり、市町村の中で縦横を整理しながらやっています。先般、市長会に出させていただいて、来年の予算をよろしくというお話をしましたら、市長の方々、もうやっているよと、3年生だけやっているよとか、いや、そうではなくてというお話を、例題を示しながら、これ、5割しか分かってないんですよというように話を示しながら、最後は市町村長、町村会は呼ばれなかったので出ていないです

が、市町村長方の判断、いつも言いますが、市町村議会が教育をどう取り上げるのかというところに最後、決定権があります。できるだけ私は分かりやすい例を言いながら、椅子の問題の例も一緒なんです、私が知事に説明したところ、興味を持ってもらったといいますか、どっと広がりましたけども、あれが半分。あれは最初見たときに、私が報告を受けたときに、これはまずいと思って、こういうのは広めていかなければならないということで、最初に知事にも結果説明したときに、非常に取り上げて象徴的に言っていますけども、あれを市町村長がどう思うのか、市町村教育委員会がどう思うのか、市町村議会の方がどう思うのかと。自分のところの子どもたちが、あれほどしか割り算ができない、分数ができない、比例ができない、やるべき5年生のとき終わった6年生でできていないということはどう思うのかというところがマスコミの方に全く取り上げられない。すぐ県教育委員会に聞いてこられるんで、誰の責任かというところを言わせていただいて。

おっしゃるように、やはり最後は子どもたちを県立高校で受け入れるということもあって、一生懸命に県教育委員会としてもやっている。我々も、お尻に火がついている状態だと思っています。そういったことでしっかりやろうということで、県予算を使って、市町村教育委員会を刺激といいますか、てこ入れをさせていただいているという状況であります。

おっしゃるとおり、決して冷たいわけじゃなくて、本気であります。本気であるから、市町村長には叱られながら、そんなこと言われると、こっちの責任なのかと叱られるんですけど、いや、そのとおりですと言うんですけど。そこはなかなかまだまだ御理解がいただけてないのかもしれないかもしれませんが、やはり県民、住民の方の、将来島根を背負って立つ人たちの教育のことですので、あまり垣根をつくらずに、とにかく自分にできること、行政なので権限の範囲内ですけれども、相手方の権限も使いながら、しっかりみんなでやっていくと。連携取ってやっていくという意味では、意識的な連携は取れているんだろうと。それから、自校ベースでしっかりやっていく。いろんな長い経緯があったり、経験があったりするので、現場一人ひとりが効果的に実行できるまで少し時間がかかるかもしれませんが、確実にそういう方向には進んでいるんだろうとは思っております。思ったほど早く成果は出ておりませんが、私としてはですね、着実にやってくれているところはやってきているので、そういったものが横展開で見えていけば、自分のところだけやってないということが見えてくれば、また変わっていくのではないかなと思っています。

それともう一つ、私立の高校の話が出ました。先ほど言い忘れておりましたが、私立高校も大事です。我々は県立を所管しておりますけれども、私立にも3割ぐらいの定員があって、それこそ多様な子どもたち、本当に進路を望む子どもたちを受け入れて、育てて送り出してくれている。これはとても大事なことです。県立だけでそういった子どもたちを全部100%受け入れてというわけにはいかないと、県立の制約もあります。それこそ私立はとんがれるので、そういったことをとても大事に、そういったことを求める、もうワンランク上のレベルとか、もうワンランク外の世界みたいな子どもたち、たくさんいますので、そういったものを引き受けていただいている私立高校の存在自体大切だと思っていますし、またそれには経営が絡みますので、経営上の支えをするというのは、島根県全体として、所管は知事部局ですけども、一緒ですので、そういったところは配慮しながら共存していかなければいけない、それぞれの特色を生かしながら共存しなければいけ

ない。ただ、我々は、先ほど言いました地域にベースを持たなければいけないと、このベースを持った地域で育つ子どもたちを育てて、自立した大人にしていく、この義務がありますので、この部分、基本的には基礎学力がベースかなという思いは変わりませんので、そういったところをしっかりと市町村教育委員会、市町村長方と連携して取り組む、県教育委員会として取り組んでいかなければならないと思っております。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

丁寧な御答弁ありがとうございます。思いはよく分かりましたので、なかなか市町村長とか教育長にまだ伝わり切っていない部分も今の話ではあるのかなと思いますので、特にたつじんテストなんかは、私は非常にいいものではないかと思っておりますけども、それを有効にまだ活用し切れてないような気がしますんで、その辺、我々も帰って地元の市町村長さんなり教育長さんらとも話をしたいと思っておりますけども、その辺が基礎学力を上げる、どこが分からないのかっていう目的ですね、そこをしっかりと把握するということが、教える先生方にとっても非常に教えやすい結果になると思っておりますので、これまで以上に、頑張っはいらっしやいますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○田中委員長

ほかにございせんか。

それでは、採決を行いたいと思ひます。

条例案7件について、一括して採決を行いたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第31号議案から第35号議案、第73号議案及び第74号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第31号議案から第35号議案、第73号議案及び第74号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、予算案の審査を行います。

はじめに、令和8年度当初予算について審査を行います。令和7年度補正予算に係る第1号議案については関連いたしますので、併せて説明を受けたいと思ひます。

なお、第1号議案の採決については、後ほど補正予算の採決に併せて行いたいと思ひます。

それでは、令和8年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分及び令和7年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧教育委員会総務課長

資料8ページをお願いいたします。令和7年度2月補正予算案（2月12日上程分）及

び令和8年度当初予算案の概要について御説明をいたします。

まず、1、基本的な考え方でございます。第2期島根創生計画を推進するに当たり、今年度に引き続き、子どもの発達の段階に応じた学力育成、教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援を施策の大きな2本柱として取り組んでまいります。

また、改正給特法に基づいて、今年度中に定める県立学校教員の業務量管理・健康確保措置実施計画、島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組）の着実な実行により、教員の働き方改革を推進する予算としております。

2、主な事業について、総括的に御説明いたします。

次の（1）から（4）は、しまね教育振興ビジョンにおける基本目標を実現するための4つの柱で、その柱を中心として具体的な施策を推進することとしております。

（1）発達の段階に応じた学力の育成では、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、必要な支援を行うことにより、実社会で生きるために必要な基礎学力を育成することや、子どもたち一人一人の理解度に合わせた学びや主体的に学びに向かう力を育成するためのICTの活用など、以下に記載の事業などに取り組んでまいります。

（2）教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援では、いじめ、不登校、経済的困難など、子どもたちをめぐる様々な課題に対する支援や相談体制等の充実、また、特別な支援を必要とする子どもたちが自立し、社会参加できるよう、地域との連携や教育環境等を充実させるため、以下に記載の事業などに取り組んでまいります。

9ページをお願いいたします。（3）地域との協働による学びの充実では、学校運営協議会の充実と地域学校協働活動や高校魅力化コンソーシアムの取組が一体的に推進されることにより、子どもたちの目指す姿の共有と学びの充実を図るとともに、公民館等を核とし、子どもから大人までの幅広い世代が様々な学びを通して地域づくりへ主体的に参画するよう、以下の記載の事業などに取り組んでまいります。

（4）教育の基盤となる環境の整備と充実では、業務の効率化に資するクラウド型校務支援システムの導入や、専門家や外部サポート人材の活用等により、県立学校の教職員の働き方改革を推進、また市町村立学校の教職員の働き方改革の支援に取り組んでまいります。この①、②の働き方改革の事業費については、一部の事業費が再掲となっております。関連の事業を55ページから58ページに別紙として取りまとめております。

安全・安心な教育環境の確保及び特色ある学びに必要な施設・設備の整備については、以下に記載の事業などに取り組んでまいります。

最後に、（5）その他、個別事業といたしまして、世界遺産石見銀山の魅力化・持続化や、いわゆる教育無償化への対応、エネルギー価格物価高騰対策や国の構想に基づく県立高等学校における魅力化及び特色化等についても取り組んでまいります。

10ページをお願いいたします。このたびの予算案は、エネルギー価格・物価高騰対策や教育の充実など、2月補正予算と当初予算を切れ目ない予算として一体的に編成をしております。この表において、b欄の2月補正予算の額は、繰越明許費を設定し、令和8年度にかけて当初予算と一体的に執行する事業費のみを計上しております。これ以降、一体的に御説明をいたします。

表の合計欄を御覧ください。当初予算a欄は928億6,800万円余、2月補正予算b欄は5億6,900万円余、合計で934億3,800万円余となっております。

11ページをお願いいたします。まず、第1号議案、令和8年2月補正予算2月12日上程分、教育委員会会計分でございます。1、補正予算の概要の合計欄のとおり、補正前の額888億5,700万円余を補正額15億円余の増額により、補正後の額903億5,900万円余とするものでございます。

続いて、12ページをお願いいたします。2、課別事業別一覧でございます。いずれも国の経済対策のための補正予算に呼応するものであり、令和8年度当初予算と切り目なく進めるものでございます。個別の補正額及び補正内容につきましては、この後、各課の主要事業の概要において、それぞれ御説明させていただくこととし、この資料での説明は割愛をさせていただきますが、2月補正予算案全体としてはこのような状況でございます。

3、繰越明許費でございます。先ほどの2、課別事業別一覧の5課9事業のうち、学校教育課の1高等学校教育振興事業費、教育連携推進課の1、1人1台端末更新事業費の2つの事業は、基金の造成または積み増しを行うもので、年度内に完了する見込みです。これ以外の7事業は、全て8年度に繰り越して事業を実施するため、繰越明許費として追加するものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。次に、第3号議案、令和8年度当初予算教育委員会関係分でございます。1、予算の概要の合計欄のとおり、令和7年度当初予算858億9,800万円余に対しまして、令和8年度当初予算額928億6,800万円余であり、69億7,000万余の増額、率にして8.1%の増となっております。

続いて、2、債務負担行為でございます。表に記載の各事業において、債務負担行為を設定するものです。その設定理由です。1番は、浜田養護学校高等部棟の改築工事に係る仮設校舎リース契約で、物価高騰等の影響を受け、既に契約済みの金額を増額変更する必要があるため、2番は、県立学校照明器具のLED化事業リース契約の長期継続契約で、リース料が令和9年度から発生する契約を令和8年度中に締結する必要があるため、3番は、江津工業高校既存校舎改修工事契約で令和8年度から令和9年度までの契約を締結する必要があるため、4番は、新設校の新設校舎の設計契約で、令和8年度から令和9年度までの契約を締結する必要があるため、5番は、江津工業高校既存校舎等改修等契約で、令和8年度から令和10年度までの契約を締結する必要があるため、6番は、水産練習船「神海丸」の維持改修契約で、令和8年度から令和9年度までの契約を締結する必要があるため、7番は、令和9年度実施の高等学校入学者選抜関係業務契約で、業務平準化のため、試験実施の1年前から着手できるよう、令和8年度から令和9年度までの契約を締結する必要があるため、8番は、県立高校において令和8年度に導入し、令和9年度4月から稼働する予定の次世代校務支援システムの運用保守契約で、令和8年度から令和13年度までの契約を締結する必要があるため、9番は、県立高校の生徒1人1台端末購入価格低廉対策に関する契約で、令和8年度から令和9年度までの契約を締結する必要があるため、10番は、県立高校の指導者用端末に係るライセンス利用契約で、令和8年度から令和11年度までの契約を締結する必要があるため、11番は、10番と同様の内容で、特別支援学校の指導者用端末に係るものです。12番は、古代出雲歴史博物館の現行リース契約が切れるセキュリティー設備のリース契約で、新たに令和8年9月から令和13年8月までの契約を締結する必要があるためでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。ここからは令和8年度当初予算案の課別事業

別一覧と2月補正予算分を含めた各課の主要事業の概要等を課ごとにまとめており、各課から御説明いたします。

まず、総務課でございます。8年度当初予算額は740億8,400万円余、対前年度比35億400万円余の増でございます。主なものとしましては、給与費で1番の一般職給与費は684億4,900万円余であり、昨年10月の人事院勧告を踏まえた給与改定や手当の見直し、今年の1月1日に施行された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正等に伴う教員の処遇改善の実施などにより、29億6,000万円余の増、2番の退職手当は53億5,600万円余であり、前年度より支給予定人数が増加したことなどにより、4億9,000万円余の増となっております。8番の教育事務所管理運営費、9番の教育庁管理運営費の中に、教育庁本庁や一部の教育機関、教育事務所等に設置をしております障がい者ワークセンターに係る予算として、内数ではございますけれども、合計で1億3,600万円余を計上しております。

15ページをお願いいたします。障がい者の雇用の促進に関する法律により、障がい者の雇用が義務づけられ、併せて法定雇用率の達成が求められております。法定雇用率の達成に向けまして、障がい者ワークセンターは障がいのある方を会計年度任用職員として任用し、支援員のサポートを受けながら、事務補助や環境整備などの業務に従事する場として運営をしております。

近年の障がい者雇用率の状況は、資料の下、参考のとおりでございますが、令和7年6月1日時点の実雇用率は2.48%で、法定雇用率を達成することができませんでした。今年7月からは法定雇用率が2.9%に引き上げられますので、不足数を早期に解消できるよう、今後も障がいのある正規教職員の任用を進めるほか、ワークセンターの規模拡大などを図りながら、障がいのある会計年度任用職員のさらなる増員に取り組んでまいります。

なお、ワークセンターは総務課が所管するもののほか、特別支援教育課所管ワークセンターとして、特別支援学校全12校にも設置をしており、連携して取り組んでおります。以上です。

○田中委員長

和田教育施設課長。

○和田教育施設課長

16ページをお願いします。教育施設課の令和8年度当初予算額は17億1,700万円余、対前年度比1億2,900万円余の増です。

主な事業を御説明しますが、1番と2番は後ほど17ページの主要事業の概要で御説明します。

3番の教育財産維持管理費は、令和2年度から計画的に実施してきた県立学校の防火設備の改修が今年度で完了したため、減額となっております。エアコン整備については、令和2年度から令和10年度にかけて、特別教室など約180室に計画的に空調設備を整備していきます。

なお、近年、夏には猛暑日が続いておりますので、体育館や武道場などで使用することを想定して、可動式のスポットクーラーを今年度中に全ての県立高校に1台ずつ整備することとしました。しかしながら、酷暑対策としては十分ではありません。令和8年度予算

の執行について、知事部局、財政当局と調整が整いましたので、予算案をお認めいただけましたら、本事業で今年の夏までに学校の規模も考慮しながら、追加で整備したいと考えております。

10番の学校施設バリアフリー化事業費は、島根原発PAZ内の住民の避難所に指定された学校体育館の段差解消、多目的トイレ設置、照明のLED化等を行うものですが、令和8年度は工事が無いことから減額となるものです。

17ページをお願いします。1、高等学校校舎等整備事業費です。令和10年4月に開校を予定している江津地域県立高校の新設に係る事業です。(1)の江津工業・江津高等学校共同寄宿舎改修は、現在、江津高校の男子生徒も共同利用している江津工業高校の寄宿舎を、新設校では女子生徒も利用できるように改修して備品等も整備します。9年度には供用開始し、生徒募集時には女子寮があることを周知していきます。

(2)の江津地域県立高等学校新設整備は、昭和30年代後半から昭和50年代前半に建設した現江津工業高校の管理棟と教室棟の老朽化が著しいため、管理教室棟として改築する。また、既存実習棟を改修して機能を集約し、不要となった建物を除却することにより、校舎全体をコンパクトに、生徒の動線をシンプルにする、さらに生徒や学校関係者等の安全を考慮して進入路を移設する、これらを第1期工事の主な整備内容とし、令和13年度までに約80億円をかけて事業を実施してまいります。令和8年度は改築や改修に係る設計費として1.1億円を計上しています。

なお、参考に記載していますように、第1期工事の後に屋内運動場の改築、グラウンドの造成、江津高校の跡地利用は未定ですが、仮に校舎を解体することとなった場合の経費などを過去の整備事例から試算しますと、概算で50億円から60億円としています。時期は未定であり、物価上昇は織り込んでおりませんので、事業費は今後変動するものと考えております。

2、特別支援学校校舎等整備事業については、令和5年度から令和11年度までに約40億円をかけて、浜田養護学校の高等部棟を改築するものです。これまで事前調査や土地の造成、建物の設計を行いました。来年度から建設工事を開始し、令和10年度夏の完成を目指します。令和8年度は、繰越分と合わせて工事費の3億7,800円余を計上しています。以上です。

○田中委員長

竹崎学校企画課長。

○竹崎学校企画課長

資料18ページを御覧ください。学校企画課関係の令和8年度当初予算総額は67億9,400万円余で、対前年比7億500万円余の増額となっています。昨年度比で大幅な増額となっている項目として、2、高等学校等就学支援事業費が、いわゆる高校無償化への対応ということで4億1,500万円余の増、18、地域人材を活用した指導力等向上事業費が、教職員の働き方改革のさらなる推進ということで1億3,300万円余の増となっておりますが、これらのことについては、この後、詳しく御説明いたします。

19ページを御覧ください。学校企画課関係の主要事業の概要について御説明いたします。1、教員確保対策の推進については、依然として深刻な教員不足に対応するため、資料の取組例に記載のとおり、大学や高校と連携した教員志望者の裾野拡大に向けた取組や、

いわゆる潜在教員等の新たな人材の取り込みなど、これまでに行ってきた効果的な取組を引き続き進めてまいります。

2、いわゆる高校無償化への対応ですが、国の制度改正により、(1)高等学校等就学支援金については、今年度から対象世帯の収入要件が撤廃され、世帯年数910万円を超える世帯について、今年度については先行措置の臨時支援金として措置されていた部分が、来年度からは年収制限なしで全ての世帯について、就学支援金として措置されることとなりました。制度上の変更はございますが、全ての世帯について公立高校の年間授業料である11万8,800円が支給されるという点においては、今年度と変更はございません。一方、その他の変更点として、来年度は一部地方負担が導入され、4分の1を県が負担することとなっております。

20ページを御覧ください。(2)奨学のための給付金については、授業料以外の教育費支援として、対象世帯が年収約490万円未満の世帯へと拡充され、合わせて国からの補助率が3分の1から2分の1へ引き上げられるという改正があり、それに対応した予算を計上しております。以上です。

○田中委員長

和田学校企画課管理監。

○和田管理監(企画人事(市町村立学校))

続いて、3、児童生徒へのサポート事業です。これは、常勤の教員の配置に加え、小・中学校の様々な課題に対応するために、非常勤講師を追加で配置する事業です。

(1)にこにこサポート事業は、特別支援教育の観点から配置するものです。①小学校の通常の学級に、今年度と同じ100人を配置。②小・中学校の特別支援学級のうち人数の多い学級を対象に、今年度より12人増の70人を配置。

(2)中学校クラスサポート事業は、いわゆる中1ギャップに対応するための事業です。今年度と同じ29人の配置。

21ページをお願いします。(3)学びいきいきサポート事業は、中学校における不登校対応のための事業ですが、今年度より5人増の35人を配置予定としております。また、事業によっては複数校での勤務を可能にするなど、地域や学校の実情に応じた柔軟な運用が行える形としております。以上です。

○田中委員長

大庭県立学校改革推進室長。

○大庭県立学校改革推進室長

4、高校生の住まい確保支援につきまして、市町村が整備した県立高校生の住まいに対しまして、みなし寄宿舎と共同下宿という2つの区分を設け、基準を満たすものに運営費を補助いたします。

22ページをお願いいたします。対象施設は、これまでの13施設に加えまして、令和8年度から新たに飯南町がみなし寄宿舎1棟の供用開始を予定しております。

5、江津地域における新設校開校に係る環境整備につきましては、江津高校、江津工業高校の統合、再編成に先立ちまして、部活動の合同チームなどで両校の生徒が共に活動し、親和性を高め、円滑な開校につなげるため、バスの運行を行います。以上です。

○田中委員長

山本働き方改革推進室長。

○山本働き方改革推進室長

続いて、6、教職員の働き方改革の推進をお願いいたします。

(1)は、県立学校に関する取組です。ア、①のとおり、学校アシスタントについては、現在未配置の特別支援学校の分教室等へ、さらに時間外在校等時間が長い傾向にある高等学校へ合計15名増員の予定です。また、新規としてイのとおり、部活動による平日の時間外勤務を抑制するため、時差出勤によって教員が不在となる時間を補充する非常勤講師を高等学校へ20名配置の予定です。これらに加えて、これまで行ってきた効果的取組については継続しながら、県立学校の働き方改革をさらに推進してまいります。

続いて、23ページをお願いいたします。(2)は、市町村立学校への支援についてです。

①のスクール・サポート・スタッフについては、引き続き全校配置に対応できる予算を確保するとともに、③の教頭マネジメント支援員については、拡充しながら、引き続き市町村教育委員会と連携、協働して働き方改革を進めてまいります。以上です。

○田中委員長

登城学校教育課長。

○登城学校教育課長

24ページをお願いいたします。学校教育課です。令和8年度当初予算の総額は11億7,700万円余で、前年度比5,500万円余の増となっております。

増額の主な理由は、1、未来の創り手育成事業において、ふるさと島根寄附金を受けて、県立高校図書購入費の増により1,200万円余の増、新規事業の3、高等学校教育振興事業において900万円余の増、9、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業において、令和8年度に新たに申請を予定する市町村が増えたことにより1,800万円余の増、また、10、学力育成推進事業において、学びの基盤に関する調査の対象拡大に伴い、1,300万円余の増などがございます。その他、学校教育課の所管分は一覧のとおりでございます。

続いて、25ページをお願いいたします。主要事業の概要です。1、未来の創り手育成事業です。

(1)しまねの高校生学力育成事業は、ア、大学入試改革が進む中、普通科高校には主幹教諭、専門高校には理数教員を配置し、生徒の進路実現を目指した取組を推進しております。

ウ、令和8年度の主な取組としましては、①学校提案型プロジェクト事業は、令和7年度から事業を拡充し、各校のプロジェクトを継続しつつ、さらに20校程度で理数教育を中心としたSTEAM教育に特化した事業を加えた形で引き続き実施してまいります。

26ページをお願いいたします。④全ての普通科高校に主幹教諭を引き続き配置してまいります。⑤令和4年度から配置をしております専門高校の理数教員については、県内大学への進学実績で大きな成果があったことから、令和8年度より段階的に正規職員とした上で、専門高校への県単加配をさらに拡充いたします。

(2)学校図書館の活用は、小・中学校については、①学校司書等による学びのサポート事業や、②学校図書館を活用した事業モデルの研究等に引き続き取り組んでまいります。

また、③12学級未満の県立高校への学校司書の配置や図書購入費、④司書教諭の養成についても継続して実施いたします。

次に、2、教育魅力化人づくり推進事業は、教育連携推進課と共同で所管する事業となります。学校教育課では、①探究的な学びの充実を図るため、教職員等への研修会等を行い、②探究学習の成果発表の場として、しまね探究フェスタを開催いたします。

27ページをお願いいたします。3、高等学校教育振興事業は新規の事業となりますが、先ほど条例案で御説明したとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。以上です。

○田中委員長

高倉学校教育課管理監。

○高倉管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

4、悩みの相談不登校対策事業です。（1）悩みの相談事業、「こころ・発達」教育相談事業です。①スクールカウンセラーについては、来年度も全ての公立学校へ配置いたします。

②公立小・中学校で空き教室などを活用した校内教育支援センターと呼ばれる校内での居場所に支援員を配置する市町村の取組を支援してまいります。

④いじめ、不登校等に関する相談窓口につきましては、引き続きいじめ相談テレフォン、24時間子供SOSダイヤルの電話による相談を実施し、教育センターでは電話や来所による相談に対応します。

⑤SNS相談は、公立、私立の中学校、高等学校、特別支援学校の中学部、高等部の生徒を対象に開設します。

28ページをお願いします。（2）生徒指導体制充実強化事業です。①児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を客観的に把握するためのツールであるアンケートQ Uを実施する市町村を支援します。②いじめ等対応アドバイザーとして、弁護士、臨床心理士等の外部人材を活用し、学校現場を支援する体制の充実を図ってまいります。

（3）不登校対策推進事業です。①県内12の教育支援センターを設置している10の市町村に対して、財政支援や運用面での支援を行います。未設置の町村に対してはアウトリーチ支援など独自の取組や設置に向けた取組等を支援してまいります。③フリースクール等連絡協議会を開催し、意見交換を通して、不登校の子どもたちへの多様な支援の在り方について検討してまいります。以上です。

○田中委員長

椿義務教育推進室長。

○椿義務教育推進室長

5、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業です。

本県の日本語指導が必要な児童生徒数は、表のとおり、一旦減少しておりましたが、令和7年度は再び増加しております。

（1）の事業につきましては、特別の教育課程による日本語指導を行うなど、日本語指導の充実に取り組んでいる市町村を国の補助事業を活用し、引き続き支援してまいります。

29ページをお願いします。また、（2）日本語指導が必要な児童生徒の多い小・中学校への教員加配を引き続き予定しており、令和8年度は小学校に14人、中学校に8人を

予定しています。

(3)の県立学校における対応としては、宍道高校定時制における日本語指導が必要な生徒受入れ体制について、日本語指導を行う教員4名を配置するなど体制を整備しております。また、文書翻訳や保護者面談時の通訳を外部委託することによる生徒や教員の負担軽減支援を引き続き行います。

続いて、(4)日本語指導が必要な児童生徒への指導方法の工夫改善及び指導力の向上を目的とした研修会を引き続き開催してまいります。

6、学力育成推進事業、(1)学力定着状況の把握については、令和7年度は小学校低学年段階における学習のつまずき等を把握し、学習支援を行うための調査、いわゆるたつじんテストを、小学校1年生を除く希望する全ての小・中学校を対象に実施いたしました。令和8年度は、小学校1年生を新たに加え、引き続き希望する全ての小・中学校を対象に調査を実施し、各校の教科学習に生かしてまいります。事業費の負担割合は、県2分の1、市町村2分の1としております。

次に、(1)②とも関連しますが、(2)理数教科の学力向上に向けた取組では、小学校理数教科指導力向上プロジェクトとして、教員の指導力向上、各学校における授業改善を促進するための実践モデルの確立を行います。また、全国学力調査等の課題を踏まえた評価問題及び授業プランの作成等を行ってまいります。高等学校に係る事業としましては、(3)のグローバル人材育成に向けた取組として、高校生による英語でのディベート大会の開催や英語教育における外国語指導助手の活用を引き続き進めてまいります。

30ページをお願いします。(4)の外国語教育における授業改善として、県立高校においてAIを英語の授業等で活用するモデル校を指定し、生成AIを活用したアプリによる会話練習や英作文の添削等を行い、英語教育の充実を図ります。以上です。

○田中委員長

伊藤幼児教育推進室長。

○伊藤幼児教育推進室長

7、幼児教育総合推進事業についてです。

(1)の幼児教育の質の向上に関する支援及び(2)の幼小連携接続の推進に向け、県幼児教育センターが引き続き市町村の体制整備に向けた支援に取り組んでいきます。また、(3)に記載しておりますように、小学校1年生と5歳児の2年間を表す架け橋期の教育の推進に対する支援として、市町村の委託事業で推進校区を設けるなどして県内に取組の成果普及を図っていきます。

次に、31ページをお願いします。事業全体の図を掲載しておりますので、御覧ください。以上です。

○田中委員長

土江教育連携推進課長。

○土江教育連携推進課長

32ページをお願いいたします。教育連携推進課の令和8年度当初予算額は29億9,900万円余、対前年度比で12億800万円余の増でございます。この主な要因としては、表の7、学校管理総務費の中に新規事業として次世代校務DX環境構築運用事業を計上していることによります。この事業の詳細は後ほど御説明いたします。

33ページをお願いいたします。主要事業の概要につきまして、1、教育魅力化人づくり推進事業です。引き続き学校と地域が協働して取り組む教育の魅力化を支援してまいります。（1）学校と地域の協働の基盤となる高校魅力化コンソーシアムの運営を支援し、（2）県立高校の魅力化の推進等のため、各地域の資源を活用した教育活動などの支援を行ってまいります。また、（3）高大連携の推進では、島根大学の材料エネルギー学部といった理系学部をはじめ、県内大学での学びへの理解が深まるよう、高大連携推進員を4名配置し、高校生を対象としたプログラム実施などの取組を進めてまいります。以上です。

○田中委員長

清水教育DX推進室長。

○清水教育DX推進室長

続いて、2の1人1台端末更新事業ですが、初等、中等教育段階の公立学校における1人1台端末を、県または市町村の更新計画に基づき、共同調達により更新する事業です。

（1）は、その経費に充てるため、国の補助金を財源として基金を造成してございまして、34ページをお願いいたします。国から補助金をこの基金に積み立てる経費です。

（2）は、8年度に1人1台端末の更新等を行う市町村に対し、1台当たり3万6,000円を上限として、積み立てた基金を取り崩して補助します。

続いて、3の（1）の①は、県立高校の個人負担による1人1台端末購入経費の一部補助や分割購入を可能とする奨学金の制度により保護者負担を軽減し、低所得者世帯には県で整備した端末を貸与します。

③は、1人1台端末に関するDX推進運営センターという学校からの問合せ対応などを行う機能を外部委託により設置します。

（2）は、習熟度別などの多様な学習ニーズに対応するため、配信拠点センターにおいて遠隔授業を実施するために、①遠隔授業の配信及び受信する学校との調整業務を行う教員を1名配置するとともに、②遠隔授業を配信する非常勤講師を配置することとしています。

35ページを御覧ください。（3）は、デジタルなどの成長分野を支える人材育成のため、情報、数学、理科などを重視するカリキュラムの実施や、文理横断的な学びを強化する学校の環境整備を実施します。この国の補助事業で採択された高校のことをDXハイスクールと言いますが、今年度県立高校で26校がDXハイスクールに採択されており、継続して事業を実施するとともに、新規採択にも取り組んでまいります。

4は、県立学校の幼児、児童生徒の出席や成績管理など、学校内での業務を効率化するシステムを導入する経費です。現在もシステムを活用しておりますが、その構成は（1）に記載しておりますとおり、県庁全体の行政ネットワークという閉域の環境の中に、太枠のとおり、校務支援システムがありまして、この中で成績管理を行っております。一方で、授業などの活動は、右側のインターネット上にある教育ネットワークで行っておりまして、両システムが連携していないことから、成績や進路情報などを校務支援システムに手入力して移し替えるなどの手間がかかっている状況です。このような課題を解決するために、（2）に記載しておりますとおり、校務支援システムをインターネット上へ移し、セキュリティ対策強化を行って、データ連携ができるようにします。あわせて、指導者用端末についても、更新と必要な追加配備を行います。

(3) の導入の効果としては、データ連携を可能とすることによる教員の業務負担軽減とデータ利活用による教育活動の高度化、例えば成績や進路希望などの情報を随時に見える化させて、生徒と必要なタイミングで面談ができるようになる、そういったようなことにつなげていきたいと考えています。

(4) スケジュールにつきましては、記載のとおり令和9年4月の運用開始に向けて準備を進めてまいります。以上です。

○田中委員長

八東特別支援教育課長。

○八東特別支援教育課長

37ページをお願いします。特別支援教育課ですが、令和8年度当初予算額は16億1,100万円余で、前年度比4,100万円余の増額となっております。これは主に、3、学校管理運営費において物価や人件費の高騰による委託費等の増額などの実情に合わせたためです。

38ページをお願いします。主要事業ですが、1、インクルーシブ教育システム構築事業では、今年度も実施した事業を継続して実施します。

(6) LD（学習障がい）のある子どもの多様な学び推進事業の指定市町を、今年度は5市町でしたが、来年度は10市町村に拡充いたします。

2、特別支援学校職業教育・就業支援事業ですが、今年度同様、特別支援学校に非常勤講師を配置し、進路開拓や卒業後のケアを充実させたり、生徒の技能や意識を高める取組を行ったりしていきます。

39ページをお願いします。3、特別支援学校の通学支援ですが、近年行ったスクールバスの増便分を含めた11校、19便のスクールバス運行と学校の始業前の時刻に子どもを預けることができる環境を4校で引き続き実施してまいります。

続いて、4、学校給食費負担軽減事業は新規事業ですが、これは国の抜本的負担軽減策を受け、公立小学校及び特別支援学校小学部を対象に学校給食費の保護者負担を軽減するものです。参考にあるように、小学校の基準額が月額5,200円で、特別支援学校小学部が月額6,200円となっております。この基準額以上に給食費がかかる場合は、自治体の判断で引き続き保護者から徴収することが可能であり、保護者負担が残るため、給食無償化という言葉を前面に出さず、抜本的な負担軽減という言い回しとされています。国と都道府県が2分の1ずつ負担することとされており、2分の1の県負担分は全額地方交付税措置されることとなっております。そのうち特別支援学校分については、次のページを御覧ください。ここでは1日当たりの金額で御説明いたします。令和7年度は保護者負担額を1食当たり上限351円で設定していますが、実際は物価高騰により1食407円の食材費がかかっております。今年度は、水色の部分、物価高騰重点交付金56円を充てて対応しています。保護者負担分に対しては、黄色の部分、特別支援教育就学奨励費で低所得層の1区分では全額、2区分は半額支給されています。高所得層の3区分は全て保護者負担となっております。来年度からは学校給食費負担軽減事業を開始しますが、特別支援学校小学部は就学奨励費を優先的に充当することとされており、それを超える部分で国基準額までの差額を緑色の負担軽減事業により支援いたします。ただし、国基準額が特別支援学校は月額6,200円で、日額にすると310円ですので、2区分、3区分の

方はそれを超える赤色の部分、97円が保護者負担となります。以上です。

○田中委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

41ページを御覧ください。保健体育課の8年度当初予算の総額は22億3,500万円余で、今年度から16億2,300万円余の増額となっております。大きな増額要因として、8の学校給食費の抜本的な負担軽減事業により、公立小学校における給食費の支援に18億円余を計上しています。その他主な増減として、6のインターハイ実施競技支援事業の終了、7の部活動改革支援事業の拡充などがあります。

次に、42ページの主要事業の概要について説明いたします。まず、1、子どもの体力向上支援・学校体育指導力向上事業については、学校や地域において子どもの体力向上を目指した取組を引き続き進めてまいります。

次に、2、体育・競技スポーツ大会支援事業については、来年度、本県で3競技が開催されます、全国中学校体育大会中国ブロック大会に係る経費の一部を補助いたします。

次に、3、食育推進事業については、子どもの望ましい食習慣の形成等を目指し、食育用の教材作成、43ページになりますが、高校生対象のみそ汁コンテストを引き続き進めてまいります。

次に、4、子どもの健康づくり事業では、子どもたちの心身ともに健やかな成長を目指して学校保健活動を推進してまいります。新規事業として、(3)早寝早起き朝ごはんフォーラムの開催により、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を啓発いたします。

次に、5、部活動改革支援事業について、(1)部活動地域人材活用支援事業では、教員の働き方改革を図るため、教員に代わって専門的な指導を行う部活動指導員等の予算を増額して対応いたします。44ページを御覧ください。地域人材については、記載のとおり3つの指導者区分を設けておりますが、④の合計として、来年度は今年度から22人増の700人分の予算を計上しております。

なお、表の右の欄に記載しております地域指導者の謝金単価につきましては、昨年11月の島根県における最低賃金の引上げを考慮し、時間当たり1,000円から1,050円に引上げ済みであります。

(2)部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業では、公立中学校の部活動の地域展開に向けて、事業の活用を希望する市町村の支援をいたします。この事業費は国の予算に連動して2月補正予算で計上し、繰り越しするものでございます。

45ページを御覧ください。6、学校給食費の抜本的な負担軽減事業では、子育て支援の観点から公立小学校の学校給食に係る食材費の支援を市町村に対して行うものです。事業の概要は、先ほど特別支援教育課から説明したとおりですので、割愛いたします。

最後に、7、中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策）については、中学校は学校給食費の抜本的な負担軽減の対象外ですので、今年度実施している小・中学校の給食における米の価格上昇分への支援を公立中学校を対象として引き続き実施いたします。以上です。

○田中委員長

横地社会教育課長。

○横地社会教育課長

46ページをお願いいたします。社会教育課の令和8年度当初予算の総額は5億1,600万円余で、令和7年度と比較して3億1,500万円余の減でございます。主なものとしては、4番の部活動改革支援事業費は、運動部と文化部に係る予算を保健体育課と社会教育課それぞれで計上しておりましたが、効率的な執行のため、保健体育課へ一括計上することによる減でございます。

12番の少年自然の家事業費は、今年度実施しておりました木製遊具改修工事が終了したことなどによる施設維持管理費の減でございます。

13番の青少年の家事業費は、施設の大規模改修工事が今年度で終了することにより減、以上が主なものでございます。

次に、47ページをお願いします。主要事業の概要です。1の社会教育士養成・育成事業です。人づくりや地域づくりを推進していく中で、その役割が期待される社会教育士や社会教育主事を計画的に養成、育成し、社会教育を推進するための人的基盤を確保するものです。(1)高等教育機関と連携した社会教育士育成事業では、島根大学と連携し、社会教育士を養成する講習を引き続き実施してまいります。

(2)社会教育主事講習派遣事業では、教員を県外大学等へ派遣し、県が任用する社会教育主事を養成いたします。

(3)研修事業では、県内の関係者が学び、つながる大交流会などを開催し、社会教育人材の育成、ネットワーク化を図ってまいります。

次に、2のみんなでチャレンジ!しまねを創る人づくり支援事業です。市町村の社会教育機能を強化するため、人材のスキルアップを支援するもので、3つのメニューを設けて実施いたします。

(1)地域課題解決支援型及び(2)体験活動支援型では、主に公民館活動を通じた人づくりや子どもたちの体験活動の機会の確保を後押しいたします。

(3)ふるさと活動支援型では、子どもたちが主体となって行うふるさと活動をサポートする人材の育成や体制づくりの取組を支援いたします。いずれのメニューも単なる活動費の助成にとどめず、活動の主体となる公民館職員等の社会教育研修センターでの研修受講や県の社会教育主事による伴走支援など組み合わせて実施してまいります。

48ページに移りまして、3のふるさと教育推進事業です。地域の資源を学びに生かし、子どもたちのふるさとへの愛着、誇り、地域への貢献力や実行力の育成に取り組む市町村を引き続き支援してまいります。取組に必要な市町村への交付金の交付に加えまして、ふるさと教育の質を向上させるための教員向け研修などを実施してまいります。

次に、4の少年自然の家事業です。少年自然の家では、(2)館内照明のLED化工事を今年度から2か年で実施しております。このうち令和8年度相当分の事業費5,000万円余を2月補正予算へ前倒して計上しまして、明許繰越しの上、執行するものです。

なお、この工事による施設の休館等の予定はございません。以上です。

○田中委員長

瀧総務課長。

○瀧教育委員会総務課長

人権同和教育課予算でございます。49ページをお願いいたします。令和8年度当初予算額は8,800万円余、対前年度比は30万円余の増でございます。

50ページをお願いいたします。1、進路保障推進事業のうち、(1)スクールソーシャルワーカー活用事業につきましては、令和8年度も継続して、行政訪問、定期的な巡回訪問を実施してまいります。

(3)学校・福祉連携モデル事業では、教職員を対象とした研修事業を学校に出向いて実施するなど、学校と福祉の連携をより一層進めてまいります。

2、人権教育推進事業におきましては、子どもの権利について教職員の理解促進と実践力の向上を図り、全ての子どもの最善の利益につなげてまいります。以上です。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

51ページを御覧ください。令和8年度全体の事業費は13億8,300万円余であり、今年度当初予算額と比較して100万円余の増となります。主なものとしては、1の古代出雲歴史博物館管理運営事業費が、特定天井耐震改修工事等がほぼ終了したことによる減、6の埋蔵文化財調査センター事業費が、公共事業に伴う発掘調査事業の増、11の未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業が、令和9年の石見銀山発見500年記念事業に向けての取組を拡充することによる5,000万円余の増となります。

次に、資料52ページの主要事業の概要について御説明します。1、古代出雲歴史博物館管理運営事業についてです。(1)、(2)にありますように、現在施設を休館し、天井の耐震改修工事や魅力アップのための施設改修工事を行っておりますが、令和8年9月末には終了し、10月からリニューアルオープンの予定となっております。

続いて、2、未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業についてです。まず(1)にあります石見銀山発見500年記念事業ですが、令和9年の石見銀山発見500年に向けた受地整備の事業として、大田市が行う世界遺産センターの展示リニューアルや史跡整備への支援、案内板の設置などを実施します。また、情報発信の事業として、本年9月19日から12月6日まで、東京にあります古代オリエント博物館で記念展を開催いたします。さらに、令和9年に計画しております記念事業の企画調整など、石見銀山の魅力化、持続化につながる取組を段階的に実施してまいります。

続いて、3、島根の歴史文化活用推進事業については、研究成果を活用して島根の豊かな歴史文化の魅力を県内外に発信し、文化財の保存継承への機運醸成や県外での認知度向上を図ることなどを目的としています。内容については(1)から(4)にありますとおり、歴史文化についての講座の開催やオンライン配信、他県と連携した古墳をテーマとする共同研究、萩・石見空港利用による古墳、城など県内のスポットを巡るツアーを実施いたします。以上です。

○田中委員長

安部福利課長。

○安部福利課長

54ページをお願いいたします。福利課の令和8年度当初予算は2億6,000万円余を計上、対前年度比は1,400万円余の増となります。主な増減といたしましては、6、公立学校共済組合への支援事業費、これにつきましては、地方公務員と共済組合法に定める公立学校共済組合への来年度負担金について増額通知があり、それにより1,800万

円余の増額となったものです。

また、7、教職員住宅維持管理事業費については、今年度安来の教職員宿舎で実施した下水道接続工事の完了による事業費の減でございます。

説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりました。

当初予算と関連する補正予算につきまして、質疑等はございませんか。

中島委員。

○中島委員

フリースクールの件、ちょっと教えてください。義務教育課程があるので、県費とか国費等は出せない、これは分かっているんですけど、フリースクールを運営されている方で、各県と連携して広域にやっている方がおられると思うんですよ。悪いことじゃないんですけど、例えば大阪とかそうした方たちと連携して夏休みに何かイベントやるとかいうときに、レクリエーションで川で遊びたいとかいうことを計画されているんですけども、年間行事として計画されていると。我々としてはやることには反対しないけれども、漁の最盛期のときにやられるのは非常に困るというお話をしたことがあるんです。そのときに言われた方は、困るんですと、もう年間計画で決めているので困るんです、というようなことを言われるんですよ。ということがあって、共存できるような形でやっていただきたいということはお願したんですけど、そういった協議会の中で、これは市町村だけじゃないんですけどね。広域でやられる方もおられるので、ぜひ教育委員会としても、そののところをうまく調整していただいて、地域の事情も分かっていた上で連携してやっていただきたいということをちょっと申し入れていただければという具合に思うんですけども、そんな事例がありますか。あれば教えていただきたいと思うんですけども。

○田中委員長

高倉学校教育課管理監。

○高倉管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

先ほどお話しいただきましたことについてですけれども、基本的に広域で連携してということなのですが、これはフリースクールというわけではなくて、不登校支援という取組でいろいろな団体を取り組んでおられます。ですので、どこかの町で全国から、学校に今登校しづらい子を集めてちょっと体験的なキャンプみたいなことを計画されたりということは把握しておりますが、今、フリースクール等連絡協議会に参加のあるフリースクールが実際に計画しているということはありません。ですので、フリースクール独自の取組というよりは、NPO法人だとかそういったところで不登校の子どもたちのために取り組まれていることだとこちらは思っております。ですので、今ありました御意見をまたフリースクール等連絡協議会では話題にしてみたいと思っております。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

そういう形態でやるのは分かるんですけども、ただし例えば益田市からそういった支援している組織、不登校とか、そこに対していろんな支援はしているんだけど、そういった

中で関わってくるので、ぜひまた話題にさせていただいて、これは要望ですので答弁はいいです。

もう一ついいですか。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

体育館等のクーラーのことを聞きたいんですけど、スポットでやられますよね。ちょっとイメージが湧かないんですけど、どれぐらい効果があるものなんですかね。面積的にどれぐらいの範囲での効果があるのかなと思って。

○田中委員長

和田教育施設課長。

○和田教育施設課長

今年度中に整備しますのは可搬式のスポットクーラーです。機種や機器の容量によっても随分異なってきますので、一概にどれぐらいということはなかなか申し上げることができませんけれども、体育館全体を1台で冷やすということはとてもできません。ですので、生徒が活動しているところに向かってスポットクーラーの風が当たるように設置をして、なおかつ排気が出ますので、それを体育館の地窓から出し、出てくる冷気を後方から扇風機で攪拌するというような方法は取れると思います。ただ、少ない台数では効果がなかなか十分ではないと思っておりますので、そこは台数を増やすとか工夫をしたいと考えております。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

エアコン設置に国の補助というのはいくらかあったんですかね。

○田中委員長

和田教育施設課長。

○和田教育施設課長

体育館へのエアコンの設置につきましては、公立高校につきましては国の交付金の対象になっておりません。小・中学校、特別支援学校は対象となっております。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

私が理事長をしているある私立高校では、もう体育館に冷房を入れようと。それはなぜ入れるかというのは高校の魅力化ですよね。部活動の競争がはじまって、二極化すると思うんですよ。勉強をするところは特化していかなければならない。あるいは部活動で一生懸命、県外から連れてこようと思うとそういうものを設置しなければということで、何か私立高校に対しては国の補助金があって、この後、総務部でまたお願いしようと思っておりますけど、何かいろいろ条件があるみたいで、ただ、公立高校も、できれば県立高校もスポットではなくて少し頑張ってください。N-E.X.T. ハイスクール事業の20億円は使えないか。そういうことも含めて、ちょっと聞いてみたい。

○田中委員長

和田教育施設課長。

○和田教育施設課長

N-E. X. T. ハイスクール事業の20億円の活用というのはなかなか難しいと考えております。ただ、おっしゃいました、公立高校でも必要だということにつきましては、確かに近年、ものすごい猛暑ですので、他県の導入事例で機種はどのようなものか、あとは電力契約をどのようにやNEXTっているのかというような調査を進めているところでございます。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

今のはちょっと聞いてみただけなんですけど、私が言いたかったのは、スポットでクーラーをつけるのはいいことだと思うんですよ。でも、これからどういう時代が来るか分からない。猛暑猛暑が続けば、国庫補助で設置してもいいんじゃないかという話が出てくるんじゃないかと思っているんですよ。そうすると、いや、これは私の希望ですよ。スポットをつけた意味がなくなってくるような気がして、よく注視していただいて、例えば新たなエアコン設置が可能になってくるんだったら、そのスポットもうまく利用できるような構造で考えてもらいたいというのが一つなんです。だから、それを計画よく慎重にやっていただいて、できれば頑張ってちゃんとしたエアコンを設置するというのは高校の魅力につながるので、ぜひ、野津教育長、20億円からとは言わないですけど、これはもう要望でいいです。ありがとうございました。

○田中委員長

よろしいですか。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。再開を午後1時からといたしますので、よろしく願いをいたします。

〔休 憩〕

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、当初予算等、関連する補正予算について、質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

第3号議案のうち、関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、令和7年度補正予算について審査を行います。

第1号議案のうち関係分及び第53号議案のうち関係分について、執行部から説明を受

けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧教育委員会総務課長

それでは、資料59ページをお願いいたします。第1号議案につきましては、先ほど第3号議案と一体的に御説明いたしましたので、改めての御説明は割愛をさせていただきます。第53号議案、令和8年2月補正予算、3月4日上程分、教育委員会関係分について御説明をいたします。

1、補正予算の概要の合計欄のとおり、補正前の額903億5,900万円余を、補正額を27億7,900万円余の減額により、補正後の額875億7,900万円余とするものでございます。

60ページをお願いいたします。2、債務負担行為でございます。表に記載の各事業において債務負担行為の補正を行うものです。補正理由ですが、1番、2番とも昨年の11月議会におきまして、来年度からの指定管理料の設定を行いました2施設について、公募後の人件費や物価の上昇を踏まえ、指定管理料を増額するものでございます。

その下、3、繰越明許費につきましては、学校管理総務費と歴史遺産保存整備事業費を追加したいと考えております。1番、学校管理総務費は、今年度から実施をしております公立高等学校入学者選抜のインターネット出願をさらに円滑に進めるために、インターネット出願システムとほかのシステムとの連携を図り、追加の契約を締結するものですが、年度内の完了が見込めないことから、次年度へ繰り越すものです。

2番、歴史遺産保存整備事業費は、津和野町の重要伝統的建造物群保存地区に係る防災施設整備事業において、資材の調達に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、次年度へ繰り越すものです。

続いて、61ページをお願いいたします。主な補正予算です。このたびの補正予算は、主として退職手当の減額や国庫補助事業等の事業規模の減、その他事業の実績見込みによる増減の補正であり、課ごとの主な補正内容や増減理由につきましては、この一覧に記載をしております。

次の62ページから66ページにかけまして、課別、事業別の一覧表ですが、個表の説明は割愛をさせていただき、この61ページの一覧を用いまして、主なものを何点か御説明をいたします。

総務課、1ポツ目、退職手当の減についてです。今年度末年齢が60歳以上の退職者数の見込みが当初予算と比較して77人の減、それ以外の退職者等は24人の増、合計53人の減となったことなどにより、14億8,500万の減となります。

なお、今回の減額分については、総務部所管の島根県退職手当基金に積み立て、年度間調整を図ることとしております。

2行目、教育施設課の1ポツ目、ふるさと島根寄附金を活用した宍道高校体育館の空調設備購入についてです。このたび、ふるさと島根寄附金1,000万円を活用させていただくことにより、補正内容は1,000万円の増額となっておりますが、空調設備購入に係る総額は約2,100万円でございます。寄附金1,000万円を活用させていただ

くことにより、規定予算の1,100万円と合わせて2,100万円の事業ができるようになるものでございます。

3行目、学校企画課の1ポツ目、エネルギー価格・物価高騰に係る県立学校の光熱費等の増により、約1,800万円の増。

2ポツ目、教頭マネジメント支援員、寄宿舎外部舎監等の配置実績見込みにより約8,500万円の減。

4行目、学校教育課、1ポツ目、いわゆるたつじんテストの市町村の実施実績見込みにより約2,800万円の減。

5行目、教育連携推進課の1ポツ目、1人1台端末更新計画について、一部市町村の計画変更により約9,200万円の減。

8行目、社会教育課の1ポツ目、青少年の家大規模改修工事の実績見込み等により、1億1,900万円の減です。このうち、1億900万円が天井の改修について、あらかじめ見込まれていた特殊工法による施工が不要となったことなどによる減となっております。

11行目、福利課の1ポツ目、地方公務員等共済組合法に定める公立学校共済組合への事務費負担金の単価見直しにより、約1,800万円の増。

説明は以上でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんでしょうか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

ないようですので、それでは、採決を行います。

補正予算に係る議案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。

第1号議案のうち関係分及び第53号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第1号議案のうち関係分及び第53号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

山本働き方改革推進室長。

○山本働き方改革推進室長

それでは、資料67ページ、島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会への取組）をお願いいたします。

今回策定するプランは、1、経緯のとおり、いわゆる改正給特法により教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が各教育委員会に義務づけられ、県立学校については県教育委員会が、市町村立学校については市町村教育委員会がそれぞれ策定することになっております。また、実施計画の策定、実施状況等を総合教育会議に報告するというように、自治体を挙げて働き方改革の推進、働き方改革の見える化をより一層進めていくことが求められております。県教育委員会では、国が定める指針を踏まえ、現行の教職員の働き方改革プランを改定する形で準備を進めており、策定スケジュールは2のとおりです。

国が定める指針は、3の(1)のとおり、令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないとなっております。そして、その目標を達成するため、(2)の水準を満たす必要があります。

これを受けて、県立学校における目標を、4の(1)から(3)のとおりとし、これまでと同様に3項目に関する目標を設定することとしております。具体的には、時間外在校等時間は(1)のとおり、国の指針に基づき全ての教育職員が年間360時間以内、1か月45時間以内とし、これまでの平均時間ではなく一人ひとりの状況はどうかというように個人個人を見ていきます。年次有給休暇取得日数の目標は、(2)のとおり、現行プランと同様に、全ての教育職員が年5日以上取得、そして全ての教育職員の平均取得日数を現在の13日以上から17日以上としております。これは島根県特定事業主行動計画に合わせた目標とし、年次有給休暇が取得しやすい職場環境の整備を目指していきます。

(3)の働き方に関する意識については、働きやすい職場である、また、教職にやりがいを感じると回答した教育職員90%以上とし、県立学校で実施しているストレスチェックの活用を考えております。

なお、取組期間は国の目標設定が令和11年度までとなっていることから、今回のプランも令和8年度から令和11年度までとし、その4年間を重点期間として取り組んでいきたいと考えております。

続いて、68ページを御確認ください。県立学校の時間外勤務の現状と対策についてです。5(1)のグラフは、高等学校と特別支援学校における令和6年度の一月当たりの平均時間外勤務の人数分布を表しております。今回の国の指針に基づく30時間未満の割合は、それぞれのグラフの左側になりますが、①の高等学校は43.6%、661人、②の特別支援学校は81.1%、685人となっております。一方、80時間を超える割合は、それぞれのグラフの右側になりますが、高等学校が9.5%、144人、特別支援学校は0.1%、1人となっております。このような状況を踏まえ、働き方改革を着実に進めていくため、今回改定するプランには、それぞれのグラフの太い矢印部分に示しておりますが、これまでの全職員の意識改革や業務分担の平準化に加え、具体的対策を盛り込み、それぞれの取組を一体的、総合的に行いながら、県立学校の働き方改革を進めてまいります。具体的な取組については、後ほどプラン概要で御説明いたします。

続いて、69ページです。(2)のグラフは、教育職員一人ひとりの一月ごとの時間外勤務が実際にどうであったのか、その状況を確認し、月数分布として示したものです。45時間を超える月割合は、①と②のそれぞれのグラフの右側になりますが、高等学校は全体の36.1%、6,464月、特別支援学校は全体の7.1%、713月となっております。

ます。先ほどの対策を進めていくことにより、このような状況を改善していくこととしております。

それでは、70ページになります。6、島根県教職員働き方改革プラン（県立学校の働き方改革と市町村教育委員会の取組）概要を御確認ください。本プランは3つの章で構成しており、詳細は74ページ以降の別紙の内容となります。本日は概要版を基に御説明いたします。

なお、本プランを着実に実行していくためには予算を伴いますので、働き方改革に関連する予算案も一緒に記載をしております。赤色で示している部分は県に関係する主な令和8年度当初予算案です。Ⅰ、第1章は、働き方改革を進める目的です。学校教育の質の向上を通じた全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指していきます。

Ⅱ、第2章は、県教育委員会の取組についてです。3（1）は、県が全体に引き続き講じていく措置として、人材確保や管理職の育成支援、好事例の収集、横展開等を図ってまいります。続いて、71ページを御確認ください。（2）は、今回の給特法の改正に伴う動きの中で国が示している学校と教師の業務の3分類に関する取組です。主な取組として、①から③の取組を進めることとし、教職員一人ひとりが子どもたちにしっかりと向き合う時間を確保できるよう、先ほど予算のところでも御説明いたしましたが、サポート人材の増員や校務DXを進めるための予算を拡充しております。（3）は新規の取組です。これも先ほど御説明させていただきましたが、部活動指導が長時間勤務の主な原因となっていることから、部活動による平日の時間外勤務を抑制するため、時差出勤によって教員が不在となる時間を補充する非常勤講師を高等学校へ配置します。このほか、4のとおり、管理職による所属職員の勤務時間、業務管理、また、校内の業務分担や教職員一人ひとりの健康管理等を進めることにより、働き方改革を推進していくこととしております。

続いて、72ページです。第3章は、改正給特法で努力義務とされている県の指導、助言、その他の援助についてです。それぞれの市町村教育委員会において講ずることが期待される措置として、現在、各市町村教育委員会において取り組んでいること及び学校と教師の3分類に示された内容を記載しております。各市町村教育委員会の計画については、それぞれの実態、状況に応じて策定することとなっております。外部サポート人材については、2（1）スクール・サポート・スタッフの全校配置への予算や部活動指導員等の予算を確保しております。（3）校務DXの推進、（5）部活動の地域展開等の推進等も含めて、今後も市町村教育委員会と連携、協働しながら、働き方改革を進めてまいります。今回策定するプランについては、冊子及び概要をまとめたリーフレットの作成・配付やホームページへの掲載、また校長会等での説明、学校訪問時における管理職への進捗状況確認等により、本プランの周知、着実な実行に向けた取組を進めてまいります。引き続き学校現場の状況や取組を把握するとともに、必要な手だて等をその都度整理しながら、それぞれの取組を計画的、一体的に進めていきたいと考えております。以上です。

○田中委員長

登城学校教育課長。

○登城学校教育課長

それでは、97ページを御覧ください。このたび高校生の就職活動に関する意識調査を実施いたしましたので、その結果を御報告します。

本調査を行うに至った経緯でございますが、今年度6月議会一問一答質問において、森山議員から高校生の就職活動における一人一社制度についての御質問がございました。その際、アンケート調査等により卒業生の思いや考えを把握し、制度の研究を行う旨の答弁をいたしましたことを踏まえ、調査を実施することといたしました。

なお、一人一社制度とは、1(4)②の米印のところに記載のとおり、本県では採用選考開始日から10月末までは1人が1社のみ応募可能とし、11月以降は1人が同時に2社まで応募可能とする制度のことです。

1、調査概要です。(1)目的について、高校生の就職活動は、島根県高等学校就職問題検討会議申合せ事項に基づいて行われており、県内で統一したルールで行っております。この申合せ事項を含め、就職した卒業生が高校生のときの就職活動をどのように受け止めていたか、また、現在どう思っているかを把握し、今後の進路指導等に生かすことを目的としたものです。(2)調査時期は、昨年9月から今年1月にかけて行い、(3)対象者は専門高校を卒業し、卒業時に就職した者とし、抽出調査により実施いたしました。(5)回答数は30名で、農業、工業、商業の各学科の卒業生の方から回答をいただきました。

次に、2、結果概要でございます。(1)高校在学中の就職活動について、①企業情報の収集については、担任や進路指導の先生からの情報など、学校を經由した情報収集が多い状況でありました。②応募前企業見学については、見学に行ったと回答した者が8割を占めておりますが、参加していないとの回答もあり、見学機会の活用状況にばらつきが見受けられました。③応募先決定の経緯については、はじめから1社に絞っていたとの回答が最も多く、実際に何社応募したかという問いに対しても1社との回答かほぼ全員であったことから、一人一社制度を前提とした意思決定がなされております。④内定時期についても、9月が最多であり、比較的早い時期に内定を得ている者が多い状況でありました。次に、(2)定着状況について、①回答者の8割以上が高校卒業時の就職先で現在も引き続き働いているとのことでした。また、②就職から3年未満までの離職は全体の1割未満と少ない状況でありました。最後に、(3)一人一社制度について、①高校に在学していた当時の評価だけでなく、現在の評価としても一人一社制度がよいと肯定的に捉える回答が多くを占めております。②肯定的な理由としては、1社に集中して準備できた、学校の推薦や指導があったといった学校が支援する安心感や負担軽減が大きいといったことが上げられました。③一方で、滑り止めを受けられる安心感や選択肢が広がるといった理由から複数応募できるほうがよかったとの回答もありました。

今回の調査結果から、本県の高校生の就職活動においては、高校による丁寧な進路指導と一人一社制度が一定の役割を果たしており、就職後の定着にもつながっていると考えております。今後も高校生一人ひとりの資質、能力に応じた就職支援の充実に引き続き取り組んでまいります。

なお、アンケートの詳細につきましては、98ページ以降の別紙で御確認いただき、説明は割愛させていただきます。以上です。

○田中委員長

八束特別支援教育課長。

○八束特別支援教育課長

102ページをお願いします。しませ特別支援教育魅力化ビジョン後期版（案）について御報告いたします。

1、策定経過についてですが、今まで骨子案、素案を県議会へ報告させていただきました。1月の本委員会で素案を御報告いたしましたが、その記載項目からの変更はありません。

2、後期版（案）については、103ページからの別紙を御覧ください。今回の後期版については、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことや多様性の包摂、特別支援教育の理解などに取組、共生社会の形成を目指していくことを重点として捉え作成しています。それでは、主立ったものを簡単に御報告いたします。

まず、I、第1章は、現行ビジョンで示した基本的な考え方を踏襲していくこととしております。

第2章については、それぞれの学びの場の教育環境の充実に関する取組の方向性を示しておりますが、112ページをお願いします。特別支援学校においては、⑤交流及び共同学習の推進を新設しております。これについては、特別支援学校の児童生徒と小・中学校等の児童生徒が共に学ぶ環境を増やしていきたいと考えております。続いて、113ページをお願いします。⑧将来を見通した教育環境の整備の中に養護学校名称変更の検討を入れております。一番下の段のところに記載しておりますが、1月の本委員会で御説明をいたしました。本県においては松江養護学校のことを松養など、そういった愛称で親しまれております。これについては、児童生徒、保護者、地域で広く親しみを持って活用されている、こういった地域に支えられているという、そういう状況も踏まえまして、校名変更をするかしないか、これも含めて様々な意見を聞きながら丁寧に検討を重ねていきたいと考えております。

続いて、116ページ、小学校、中学校のところですが、①にありますように、本年度も実施したLDのある子どもの多様な学び推進事業を継続し、先ほども御説明させていただきましたが、指定市町村を10市町村に増やし、市町村における学習障がいのある子どもの支援を充実させていきたいと考えております。

続いて、118ページ、高等学校におきましては、②にありますように、通級による指導を継続しながら、さらに充実させるための体制や指導内容を研究していきたいと考えております。

続いて、119ページですが、今回、小学校、中学校、高等学校共通の項目を新設しております。その中で、①通常の学級における特別支援教育の充実を示しております。通常の学級においても特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍する中で、主には授業づくりを改善することで多様な子どもたち一人一人にとって充実感、達成感のある授業を目指していきたいと考えております。

続いて、第3章は切れ目ない支援体制の構築ですが、122ページに特別支援教育の理解・啓発の①のところでは、多様性を尊重する環境づくりを取り上げております。これにより安心して学べる集団づくりや授業づくりの推進を図っていききたいと思っております。また、次ページ、123ページにおいては、③障がいの理解教育の推進に障がい者スポーツ用品の貸出しを通した障がい理解の推進を上げております。

続いて、IV、第4章、こちらについては、教職員の専門性の向上と人材育成確保につい

て示しております。先ほども述べたとおり、通常の学級においても特別な支援を必要としている児童生徒が増えていることから、①全ての教員の特別支援教育の知見や経験の蓄積という項目を新設し、研修の充実や障がいのある子どもと関わる機会の充実を図っていきます。

最後に、人材確保の面からは、127ページの3、特別支援学校における教職員の働き方改革の項目を新設し、先ほど説明がありましたが、島根県教職員の働き方改革プランの着実な実施を促していきたいと考えております。

それでは、102ページにお戻りください。3、今後のスケジュールですが、3月の教育委員会会議で議決後、公表し、周知を図っていくこととしております。以上です。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

134ページをお願いします。先月17日付で島根県指定文化財の指定を行いましたので、報告いたします。

内容は1から5のとおり、種別は有形文化財の彫刻、名称、員数は、木造神像4軀で、所有者は櫛代賀姫神社、現在、古代出雲歴史博物館に1軀が寄託保管されており、その他の3軀は神社のほうで保管されています。

6の概要ですが、この櫛代賀姫神社は社伝によると奈良時代の創建で、平安時代に現在地である益田市久城町に移転建立したと伝えられています。これらの神像の伝来についてはよく分かっていませんが、制作年代は簡素な表現などの特徴から見て11世紀後半から12世紀前半の間と考えられています。

7の指定の理由ですが、神像は御神体として神社内で秘匿されることが多いことなどから、仏像に比べると調査や指定が遅れておりまして、県内での国指定、県指定の神像は5件41軀にすぎません。

135ページを御覧ください。今回の4軀の神像はいずれもなで肩で、衣服の表現が簡素であるなどの点から、同じ時期に同じ制作者たちによる一連の作品であると見られ、平安後期の特徴である温和な作風をよく残しております。中でも、135ページ上の①男神坐像その1は、顔の部分のみに漆箔という、漆を塗って、その上に金箔を貼るという、全国的に見ても類例の少ない作品であります。このように、これらの神像は平安時代後期の特徴を備えた優品であることから、県指定文化財として保護することが適当であるとしたものです。

134ページにお戻りください。一番下の8のとおり、今回の指定による県指定有形文化財の件数は217件、うち彫刻は44件となります。

説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

ありがとうございました。働き方改革プランの件です。給特法が一定改正されまして、

いわゆる実施計画の策定の義務づけということで、今回改めて目標を策定するというところで、これまでは45時間という1か月当たりの時間外在校等時間というのがあったんですけど、今回こうやって見ると、国が求めるのは平均30時間ということなんだろうと思いますが、今回いろいろと総合的に考えたときに、1か月時間外在校等時間、なぜ時間外勤務をこういう言い方にしたか分かりませんが、が45時間以下の教職員の割合を100%、いわゆる45時間以上しない取組をするということなんだろうというふうに思いますが、ちょっと心配なのは、一つはそうはいても45時間をやる人はいるんですよ、やっぱり職員の中には。そういったときに、そういった45時間以上やるような職員に対してどのような対応をされるおつもりなのかということが1点。

それからもう1点、こうした頭をキャップしてしまう目標というのは、締めつければ締めつけるほどサービス残業が出る。そのサービス残業を黙認するということは決して働き方改革にはそぐわないだろうということになると、そうしたサービス残業に走りやすい、サービス残業になる人たち、教職員をどういうふうに指導していくのか。なかなかこれも難しいところなんだと思うんですけども、ここら辺をやっぱりしっかり決めておかないと、せっかく目標を立ててもなかなかこれが思うようにいかないのではないかなというように思いますので、そこら辺の対応についてちょっとお伺いしたいと思います。

それからもう1点、今回こうして計画に対していろんな、これまでもそうですけども、いろいろ対応策がこうして赤字で出ています。一番は、要はいろんな人を加配していく。非常勤講師であったり、いわゆる部活動に地域から指導者を招聘する。また、ソーシャルワーカーですとかにこにこサポートだとか、いろいろ人を雇うわけでありましてけども、これまで見てみると、職員を雇いたくても人がいない、こういう状況が今も続いているんですよ。こうして加配を強化したとしたとしても本当にそれだけの人数が確保できて、働き方改革に寄与できるのか、ここが非常に問題なんではないかなというふうに思うんですけども、そこで聞きたいのは、これまで働き方改革という名の下にいろんな加配をしてきたんですけども、実は決算をしたときに不用額が出る。というのは、募集をしたんだけど人が来ないがために予算が余った。ですから、どの程度これまで人を募集してきたのか。それが非常に低調だったということになると、今回加配を増やしたときに本当にそれをしっかり満足したものになるのかどうかということについてのもくろみ、今までの実態と今後のもくろみについてどう考えているかということ、この2点をお聞かせください。

○田中委員長

山本働き方改革推進室長。

○山本働き方改革推進室長

まず、45時間以上を含めて長時間勤務者への対応、指導についてです。今回の働き方改革、国の指針、そして本プランは、働き方改革の見える化、そしてPDCAサイクルの一層強化によって働き方改革を進めていくこととしております。具体的には、学校運営協議会等で校長の基本方針に働き方改革に関する内容を盛り込んで承認を得て、学校、家庭、地域の連携の下、進めていくこと。そしてもう一つは、人事評価制度の活用です。管理職は評価育成シートの自己目標、その他の教育職員につきましては、自己目標シートの学校運営の欄に業務改善を盛り込むことになっております。管理職は面接を実施し、しっかりとその進捗状況を確認して進めていくこととなっております。従来とは異なり、一人ひとり

の意識改革につながったり、行動化につながったりすると考えております。また、管理職はそういったことを含めまして進捗状況を確認して、学校マネジメントの中で学校が組織として、チームとして動いていくように旗振りをしていかないとはいけませんので、以前よりも一人ひとりを見ていくことになっていくと思います。そして、もしそういった状況の中で長時間勤務がずっと続いていくようであれば、その方の状況を把握して、具体的な手だてを講じることも義務づけられておりますので、より一層、一人ひとりの働き方改革が進むのではないかと考えております。ただ、時間的なものが縛りとなり、それが本当にプレッシャーになってはいけませんので、我々もそういった状況を把握しながら、各県立学校、そして市町村教育委員会と、目標、目指すべきところを同じにして、今までのとおり教育の質の向上のために総労働時間を減らしていくという取組を進めていきたいと考えております。

もう1点は人材不足の関係だと思っておりますが、私のほうからはサポート人材について御説明いたします。県立高校、そして市町村立学校にはサポート人材が配置されておりました、様々な業務支援をいただいております。義務に関してはスクール・サポート・スタッフ、県立には学校アシスタントが配置されています。これまでなかなか人材がいらっしやらないということ、非常勤講師がサポート人材を兼ねることができないのではないかとというようなこともありまして、なかなか配置が進まなかったというところがあります。国に要望いたしまして、今回次年度からの実施要綱の中には、給料が二重払いにならないようにしっかりと時間管理をすれば、非常勤講師が業務サポーターと兼務をできるということで、国が明文化してそれを周知するというふうに言っております。そういう点でサポート人材については少しずつ改善されるのではないかなと考えています。その他、拠点校方式といいまして、どこかの拠点校にサポート人材を配置いただいて、そこから近隣の学校に出かけていく、そういった好事例も紹介しておりますので、このように人材不足に関しては対応していきたいと考えております。

○田中委員長

竹崎学校企画課長。

○竹崎学校企画課長

その他の非常勤講師の配置でございますけれども、今回の補正予算のところでは実績減のことについて、資料6 1 ページのところ、学校企画課のところでございますけれども、そこに幾つか上げております。3 ポツ目に非常勤講師（少人数学級編制代替）の配置実績見込みによる減ということで上げております。それから、その上の2 つ目のところ、教頭マネジメント支援員、寄宿舎外部舎監等の配置実績見込みによる減ということで、これもサポート人材によるものですが、委員のおっしゃるとおり、なかなか実際見つからないというところはございまして、それから、見つかったとしてもこちらが想定していた勤務時間は勤めていただけないということで、実は実績減の中には期末勤勉手当も想定して予算を組んでいるんですけれども、期末勤勉手当というのは、ある週の一定の時間を超えないとそれは支給されないということもございまして、そこで実績としては減になっているという理由もあるんですけれども、そういった形で、想定された勤務時間をなかなか勤められないというところで、それでも週に少ない時間であってもサポートしていただけないかということで配置している非常勤講師もいますけれども、まだ十分ではないというところ

ころは現状でございます。対策としては、これも引き続き行っているんですけども、やはり60歳を超えて、今、定年年齢が段階的引上げになっておりますけれども、教職を離れられる方がおられます。それから、定年年齢以後も再任用、暫定再任用制度というのがあるんですけども、それも負担感もあり、それで教職を離れられるという方もいらっしゃいますので、そういった方に引き続き何とかサポートしていただけないかということで声かけを引き続き行って、今回、暫定再任用の職員についても処遇改善ということを来年度から行うということでやっておりますので、何とか再任用であったり非常勤講師であったりということで、勤めていただけないかという声かけを引き続きやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

ありがとうございました。時間外の目標設定の関係については、やっぱり管理職と教職員との相互理解の中でやっていく、これはいいことなんですけども、やはりどうしても目標を立てて、学校でそれを目標に達成しようという校長先生の思いがあったときに、なかなかそういったところでサービス残業に走るという、これが今までの例であって、学校だけじゃないんだけど、例えば私もよく一般質問なんかでやるのは、持ち帰り残業はどうかとか、結局そういう目に見えないところにしわ寄せが行くことが働き方改革にはやっぱり寄与してないと思いますので、やはり45時間以上やる人に対する対応策だとか、サービス残業に流れそうな、流れているのではないかという人の対応というのはしっかり取決めをしておいて、こうするんですよというようなことをしっかり県教育委員会のほうでも決めておいていただければと思います。

それと、今の人員の関係ですけども、一番肝なんですよね、働き方改革をやっていく上で人を配置する。だからこうやって県単も含めて加配をしていきながら、いわゆる非常勤講師もそうですし、サポート人材を配置しようとして予算をつけるんですけども、今みたいにつけても人がいないと。ここにやっぱりメスを入れていかないと、いくら働き方改革を進めていこうと思っても、教職員の仕事の軽減にはやっぱりつながって行ってないとは言いませんが、不十分ではないのかなというふうに思うんで、ここはやっぱりしっかりと具体的に、今いわゆる再任用の問題とかありましたけども、ちょっと目に見えるように管理、私はすべきだと思います。ですから、どういうことを言いたいかというと、例えば決算のときにこういうふうに見せるのではなくって、やはり定期的に今これだけ配置をしたいんですけども、これだけ足りていませんというものをしっかり把握して、できれば公表していただいて、それに対してどうするんですよというやっぱり振り返りをしていただいて、こうしますというような報告というものもすべきだと思うんですけども、そこら辺はどうですか。

○田中委員長

竹崎学校企画課長。

○竹崎学校企画課長

これまで常勤の教員についての欠員等については報告をさせていただいておりましたけども、こういったサポート人材の配置状況について、定期的なところでどんな程度かとい

う報告はしておりませんでしたので、そういったところ、今後ちょっと配置状況、途中見ながら、適切な対応を取っていきたいというふうに思っております。以上です。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

よろしく申し上げます。

○田中委員長

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

多々納委員。

○多々納委員

高校生の就職活動に関する意識調査について、ちょっと関連するのでお聞きしてみたいんですけども、一人一社制度ということ、これは結構評価が高いということだったと思うんですけど、1社に絞る前の段階の話になるのかも分かりませんが、ある企業に先般お伺いしましたら、最近学校で企業説明会とか会社説明会が行われるだけけれども、なかなかそこに参加できないと。要するに、最近希望される企業が多いせいなのか、抽せんになっていて、なかなか企業説明会に参加できなくて、かなり長い間縁がないというような話もしておられまして、その実態がどういう状況になっているのか、企業説明会に、今、漏れてらっしゃる企業が結構あるのかなと思って、少しお聞きしたいんですが、できるだけその機会を増やしてあげられる、もしできるのであれば、改善策があればと思ってお聞きするんですけども、状況を教えていただければと思います。

○田中委員長

登城学校教育課長。

○登城学校教育課長

今、委員から御質問にあった件ですが、企業の説明会といったものにちょっと高校生がどういう形で参加しているかという状況を、私の手元の資料でははっきりと分かりません。ただ、先ほど御説明の中で申し上げました島根県高等学校就職問題検討会議というのがございます。こちらのほうには構成団体として県の経営者協会であるとか商工会議所連合会、中小企業団体中央会、それから高校の進路指導協議会の事務局、もちろん私立高校の代表の方も御参加です。行政のほうからは労働局をはじめ、私学・県立大学室、それから雇用政策課、それから本課も参加しておりますので、そういったところで話題にしてみたいというふうに考えたいというふうに思います。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

ありがとうございます。実態把握をしていただいで、そういう機会が、できれば増えるように検討していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

この関連で、今の高等学校就職問題検討会ですか、構成員の中に、今、3団体ほど商工団体言われましたけど、商工会連合会とかは入っていないのでしょうか。

○田中委員長

登城学校教育課長。

○登城学校教育課長

大変失礼しました。商工会連合会も当然入っておりますので、経済4団体ということで確認しております。

○福井委員

一応確認はさせていただかないといけないと思って。ただ、こういう関係の話が連合会とか各商工会の中では、そういうことがやられているというのは全く認知されていないのを伝えておきたいと思います。実際、先ほど多々納委員の言われたとおり、意外と今、大卒の方よりは高校生をとにかく、県内の高校に行っている高校生をとにかく採って、大学に進学すると帰ってこなかったりするということで、高校生を採用して、それで社内で、小さな会社でも、それからそれこそ高等技術校に技術力をつけるとか、何かそういう思いを持っている、実際には行動には移ってないけども、そういう思いを持っておられる中小企業も結構県内にいっぱいあると思いますので、そういう方々はこういう会議でそういうことが決まっていることを知らずに、求人票を出していることとは別として、いろんな面でどうやって高校に接点を取っていけばいいのかというところは結構潜在的にあると思うんで、そこら辺のところもまたそういう商工団体を通じてPRもしていただければなと思っています。いや、本当は、企業側が基本的には登録するんですけど、ただ、そこまでにまだ踏み切れない、本当は登録したいんだけどいうところですね。何かお答えがあれば。

○田中委員長

登城学校教育課長。

○登城学校教育課長

通常ですと、先ほど御紹介しました島根県高等学校就職問題検討会議というのは、次年度、ですので令和8年度の高校生の就職活動に向けたいろんな事務的な手続であるとか応募書類の確認であるとか、そういったことを話す会議というふうに承知しています。通常ですと3月、今月の中旬から下旬にかけての開催だというふうに承知しておりますので、今日、先ほど委員の皆様方からいただいた御意見があったということを話題提供ということでさせていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○田中委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいですか。

ないようですので、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、教育委員会全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いをいたします。よろしいですか。

ないようですので、以上で教育委員会所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

それでは、政策企画局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、政策企画局長の挨拶を受けます。

井手政策企画局長。

○井手政策企画局長

田中委員長、岡崎副委員長をはじめまして委員の皆様には、日頃より御指導、御鞭撻をいただいております。誠にありがとうございます。本日は予算案2件について御審議をいただくほか、報告事項が3件ございます。このうち来年度の当初予算案につきましては、現状あるいはその取組を踏まえまして、必要な取組を予算案として整えたところでございます。よろしくお願ひいたします。また、国の新年度の予算、今、審議中でございますけれども、その国会審議の動向ですとか個別施策の運用、取扱につきまして今後明らかになってくると思われましても、それに応じてしっかりと全庁的に施策を、国の施策も踏まえまして、活用しまして、進めていきます。足りないことなどにつきましてはしっかりと国に重点要望という、新年度早々ございますけれども、それに向けて取りまとめをしっかりと準備してまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻よろしくお願ひいたします。

○田中委員長

次に、女性活躍推進統括監の挨拶を受けます。

周藤女性活躍推進統括監。

○周藤女性活躍推進統括監

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ委員の皆様方には、日頃より女性活躍、男女共同参画の推進に関しまして御理解と御支援を賜り、お礼を申し上げます。本日は予算案2件のほか、報告事項として、来年度策定いたします男女共同参画計画の基礎資料として、本年度実施いたしました調査結果の概要を報告させていただきます。19日には江津市で女性活躍100人会議を開催することとしており、いただきました御意見を女性活躍の推進に生かしてまいります。また、働きやすい職場環境づくりにつきましては、関係部局の協力の下、業務改善に取り組む職場環境の整備や柔軟な働き方に取り組みされた企業様で人材の確保、定着、収益の向上につながったという、こういう好事例につきまして取りまとめまして、ホームページで公開をさせていただいております。企業における取組が広がるように努めてまいります。引き続きよろしくお願ひいたします。

○田中委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました政策企画局に係る議案は、予算案2件であります。

はじめに、令和8年度当初予算について審査を行います。

第3号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

田原政策企画監。

○田原政策企画監（総務・政策）

私のほうからは総務委員会資料の1ページ、第3号議案、令和8年度一般会計当初予算案のうち政策企画局分について御説明いたします。

政策企画局の令和8年度当初予算案の総額は18億7,530万2,000円で、今年度当初予算と比較いたしまして4億4,138万円余の減とさせていただいております。課別の主な増減でございますが、女性活躍推進課があすてらすの照明のLED化工事の終了などに伴いまして1億1,660万円余の減額、統計調査課が今年度実施いたしました国勢調査の終了などに伴いまして3億3,230万円余の減などがございます。

続きまして、各課別に概要を御説明いたします。まず、政策企画監室です。予算案は3億5,031万2,000円でございます。主な内訳といたしましては、4のふるさと島根寄附金事業費につきまして、予算額は6,818万1,000円とさせていただいております。概要欄を御覧ください。寄附金の積立金は4,657万9,000円で、今年度と比べ290万円余の増、返礼品募集サイト利用等に係る事務費は2,160万2,000円で、今年度と比べ280万円余の増とさせていただいております。ふるさと島根寄附金につきましては、従来から取り組んでおります県の施策や活用事業のPR、また県人会での広報などを行うことに加えまして、今年度からより多くの方に島根県の施策PRやふるさと納税の取組を知っていただくため、情報を掲載する寄附サイトを増やしたところがございます。また、寄附者が行う住民税等の控除手続きがより簡素化できるよう、オンライン処理を導入したところがございます。引き続き市町村への寄附に配慮するところは行いながら、様々な工夫をいたしまして取組を進めてまいります。

続きまして、6、県内就職に向けた県内大学等との連携事業費につきましては、引き続きしまね産学官人材育成コンソーシアム事務局運営費の一部を負担するものがございます。

8の県政振興調査費につきましては、島根のデータや東京との暮らしの違いなどをまとめた「しってるようで知らないしまねの暮らし。」黄色いパンフレットでございますが、につきまして、国勢調査データ等のリバイスを含めました修正版の作成経費などを新たに計上しているところでございます。

続きまして、女性活躍推進課でございます。予算額は4億7,134万8,000円でございます。2の男女共同参画の理解促進事業費は1億1,943万3,000円で、冒頭に申しましたとおり、あすてらすの照明のLED化工事の終了などに伴い減少しております。また、男女共同参画センターの指定管理料につきまして、物価上昇への対応と、令和8年度に策定いたします次期男女共同参画計画の策定経費などを計上しております。

以下、3と4につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

次に、その下、秘書課でございます。予算額は1億4,057万2,000円で、今年度から950万円余の増とさせていただいております。

続きまして、広聴広報課でございます。予算額は4億9,032万円でございます。2の政策に関する情報提供事業費は1億6,700万7,000円で、フォトしまねの作成経費について物価上昇等による増や、ホームページ管理について改修経費の増などを見込みまして、今年度から970万円余の増とさせていただいております。また、6の一般広聴広報費につきましては、会計年度任用職員のベースアップ、新聞のクリッピングサービスの増によるものとなっております。

その下の8につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

最後に、統計調査課でございます。予算額は4億2,275万円でございます。2の統計調査総務費は5,580万5,000円でございます。概要欄の2番目、国から委託を受けて実施しております調査につきましては、調査した翌年度以降に事業費が確定することに伴いまして、毎年度一定程度の返還金が生じております。この返還金の増などにより450万円余の増とさせていただいております。4の人口等基本統計調査費は1億3,862万6,000円で、冒頭申しましたとおり、今年度国勢調査が終了いたしましたことなどにより3億2,350万円余の減とさせていただいております。6の農林水産統計調査費は、令和6年度に実施いたしました農林業センサスの集計事務などが終了いたしましたので、皆減とさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○田中委員長

山本女性活躍推進課長。

○山本女性活躍推進課長

それでは、私のほうから女性活躍の推進に関する事業について、6ページの表により説明させていただきます。

女性活躍の推進につきましては、表のとおり3つの分野でそれぞれ取組を進めてまいります。左側のあらゆる分野での女性の活躍です。1つ目の黒丸、女性の起業支援では、起業等を望む女性に向けたセミナーを開催し、次の働く女性のためのスキルアップセミナーでは、若手、中堅、管理職など階層に応じたセミナーや育児休業復帰等に関するセミナーなど、女性が個性や能力を発揮しながら活躍できるよう引き続き支援いたします。その下、女性就職相談窓口レディース仕事センターでは、就職や転職を希望する女性に寄り添った相談対応やパソコン講習の開催などを通して希望に応じた就労につながるようきめ細やかな支援をまいります。一番下の黒丸、新たにしまね働く女性リーダー活躍推進事業として、女性が管理職など責任ある立場で活躍できる環境づくりに向けて、社内にロールモデルが少ない女性社員のための社外メンター制度や女性管理職等の交流会を実施するなど、女性のキャリア形成を支援してまいります。

真ん中の意識・行動改革、機運醸成です。1つ目の黒丸、イクボスネットワークでは、イクボスの取組がさらに多くの企業で進むよう、セミナーや交流会に経営者や管理職が参加しやすいよう、内容、開催方法など工夫して進めてまいります。2つ目、男性の家事・育児促進事業では、男性が家事、育児をすることが当たり前として捉えられる社会機運を醸成するため、引き続き両親セミナーや企業を対象としたセミナーの実施や、鳥取県と連携したワーク・ライフ・バランスキャンペーンを行ってまいります。介護と仕事の両立支援事業では、介護離職防止のための両立支援制度や身近な相談先である地域包括支援センターの周知など、企業内での理解促進に向けてセミナーなどを展開してまいります。一番下、新規事業となります。女性活躍・こころカンパニー認定等促進事業では、企業の女性活躍や子育て、介護と両立しやすい職場づくりの取組が、求職者が企業を選ぶ際の一つの指標にもなっていることから、企業や求職者のしまね女性の活躍応援企業やこころカンパニーの登録認定制度の認知度を高めるため、周知手法の検討や特設サイトの広報に取り組んでまいります。右側の企業支援では、女性活躍推進法の改正により期間が10年延

長されましたことから、令和8年3月末までとしておりましたしまね働く女性きらめき応援会議を10年間継続することといたしました。引き続き商工団体と連携しながら、官民一体となって、女性活躍や仕事と生活の両立が進むように、補助金や奨励金での支援や表彰制度等により、企業の優れた取組をPRしてまいります。これら女性活躍の関連予算は、事業費ベースで2億4,753万8,000円となっております。私からは以上です。

○田中委員長

岡本広聴広報課長。

○岡本広聴広報課長

私から、広聴広報課のしまねのイメージ発信事業について御説明させていただきます。

この事業は、ふるさと島根への愛着を育み、島根への関心を持つ人を増やすため、島根らしさを表現したキーワード「誰もが、誰かの、たからもの。」を用いて、島根のよさや魅力のイメージを県内外に発信するものです。

2の事業概要です。(1)の島根の人や暮らしのイメージ発信につきましては、様々な広報媒体を効果的に活用し、島根の暮らしのイメージを具体的に分かりやすく発信してまいります。事業の具体的な内容につきましては、①から⑦に記載しております。最初に、①の新聞広告は、親子で島根での暮らしについて話すきっかけとなるよう、帰省時期となるお盆に合わせて新聞ラッピング広告を行います。②の動画作成では、県内にUターンやIターンをされた方だけでなく、移住された方を周囲で支える地域の方々や職場の上司、同僚など、受け入れる立場の方々にも取材し、移住者が周囲に受け入れられ、生き生きと生活をしておられる様子を通して、島根の人の温かさや暮らしやすさを具体的に伝えていくための記事や動画を制作していきたいと考えております。③の特設ウェブサイト「いいけん、島根県」では、取材した動画、インタビュー記事などを掲載し、島根の生活事情のデータも紹介しながら、県内外に向けて島根の暮らしを分かりやすくイメージしやすいよう発信してまいります。④のラジオ番組「ハートフルデイズ」は、島根に暮らす様々な立場の方に出演いただき、島根の暮らしや仕事などの様子、それに対する思いを語ってもらっております。番組を聞かれた方々が、自らの生活を振り返ったり、島根のよさを改めて認識されたり、親子で将来のことを話し合ったりするなど、行動を起こすきっかけにさせていただくことを目的としております。引き続き、当該番組の制作、放送、番組公式サイトやスマホアプリなどでの配信を行ってまいりたいと考えております。このほか島根の暮らしのよさを伝えるテレビ・ラジオCMの制作・放送、SNS広告、ポスター制作など、広報素材の経費を計上しております。以上、(1)島根の人や暮らしのイメージ発信は、予算額8,805万円を計上しており、前年度当初予算から345万円増額させていただいております。

次に、(2)の島根創生に関わる広報につきましては、新聞広告やSNS広告を実施し、施策への理解、関心を深めていただけるよう発信してまいりたいと考えております。予算額は553万3,000円、前年度当初予算と同額となっております。

以上、しまねのイメージ発信事業費の予算総額は9,358万3,000円、前年度当初予算から345万円の増額となっております。

参考としまして、次のページにイメージ発信事業で使用のキーワードの全文を掲載しておりますので御確認をください。私からの説明は以上でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。質疑等はございませんか。

ないようですので、それでは採決を行います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、令和7年度補正予算について審査を行います。

第53号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

田原政策企画監。

○田原政策企画監（総務・政策）

私のほうからは、委員会資料の9ページ、第53号議案、令和7年度一般会計補正予算（第12号）のうち政策企画局所管分について御説明いたします。

政策企画局全体では6,668万6,000円の減額補正でございます。補正後予算額は22億6,979万5,000円でございます。

10ページからは課別の内訳となります。政策企画監室につきましては、1,043万6,000円の増額でございます。主なものといたしましては、2のふるさと島根寄附金事業費につきまして、今年度の寄附金が増加する見込みであることから、基金への積立金を2,618万9,000円増額するものでございます。5の県政振興調査費は、年度途中の緊急的な調査事業に充てる枠予算である政策企画推進費など、1,055万9,000円の減額を行うものでございます。

女性活躍推進課につきましては、3,016万2,000円の減額でございます。3のあらゆる分野での女性の活躍推進事業費につきまして、レディース仕事センターの物価上昇分への対応により、435万2,000円の増額を行うものでございます。4の女性活躍及び仕事と生活の両立のための環境づくり推進事業費は、概要に記載しておりますとおり、出産後職場復帰奨励金などにおきまして、実績見込みを踏まえまして減額を行うものでございます。

秘書課につきましては、111万3,000円の減額でございます。4の秘書諸費などの実績見込みを踏まえたものでございます。

広聴広報課につきましては、147万6,000円の減額でございます。6の広聴事業費は、県政世論調査委託費などの実績見込みを踏まえまして減額を行うものでございます。

最後、統計調査課につきましては、4,437万1,000円の減額でございます。各種統計につきまして、調査実績に基づく減額を行うものでございます。

補正予算案につきましては以上でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。質疑等はございませんか。

ないようですので、それでは採決を行います。

お諮りいたします。第53号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきもの

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第53号議案うちの関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表1ページに載せております新規に受理いたしました請願第28号、島根県議会が平成25年6月26日付で可決採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”には慰安婦問題を「性奴隷制の問題」とであると、絶対に容認してはならない虚偽が記載されています。そして、その請願の採択の取消しを求める私共の請願への反論として最も多かったのが、「河野談話を否定できないとするならばあった可能性があったわけだから謝罪しなければならない」というものです。強制連行や性奴隷の有無が議論の焦点にあるにもかかわらず、「性奴隷制の問題」と決めつけ、可能性があったから謝罪をするという行為は、事実認定という原因の特定と立証を無視したものです。これは民主主義国家の公的機関が絶対に採用してはならない論理であり、証拠が無くとも日本人犯罪を捏造できるという前例を、島根県議会が残すこととなります。そして、令和5年9月議会では、「未来志向の日韓関係に関する意見書」を可決され、国に提出されました。今回の請願書は、令和元年6月議会から提出させていただいた私どもの請願書に対する議論の内容を、再検証し、令和5年の意見書については、議論を回避するためだけのものと、改めて指摘いたします。平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書を無効とする決議を求めます、についてであります。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

田原政策企画監。

○田原政策企画監（総務・政策）

今回新たに受理されました請願は、平成25年6月26日付で採択されました日本軍慰安婦問題への誠実な対応を求める請願と、これを基にして作成され、政府に提出されました意見書を無効とされる決議を求めるものでございます。

この請願につきましては、令和5年9月定例県議会以降に受理された請願と同趣旨のものでございまして、今年度、令和7年6月定例会におきまして、平成5年のいわゆる河野談話の趣旨や河野談話作成過程等に関する検討チーム報告書の内容、平成25年6月島根県議会における請願と意見書の可決に当たっての議論の状況、現在の日本政府の見解などを御説明いたしました。その後、慰安婦問題をめぐる状況に大きな変更はございません。

めぐる状況につきましては、以上でございます。

○田中委員長

説明がございました。御意見等はございませんか。

岡崎副委員長。

○岡崎副委員長

一連の慰安婦をめぐる問題につきましては、令和5年9月定例会において、政府のほう

で改めて見解を示していただくことが適当であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであり、現時点においてこの考え方を変更する状況にはないと考えます。つきましては、本請願は採択としない、不採択とすべきものと考えますが、いかがでしょうか。

○田中委員長

ほかにございせんか。

福井委員。

○福井委員

毎回出てくる請願でございますけども、今、岡崎副委員長の御発言のとおり、現時点で、執行部での説明もありましたように、考え方の変更をする状況にはないと考えますので、同じく不採択とすべきものと考えます。よろしくお願ひします。

○田中委員長

ほかにございせんか。

それでは、お諮りをいたします。可を諮ることになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

請願第28号を採択とすべきものとするに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

挙手なし。よって、請願第28号は採択としない、不採択とすべきものと決定をいたしました。

次に、文書表5ページに載せております、継続審査となっている請願第20号、選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての請願についてでございます。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

山本女性活躍推進課長。

○山本女性活躍推進課長

継続審査となっております請願第20号をめぐる状況について御説明いたします。

11月定例会、総務委員会以降の動きですが、状況メモの3、国における検討・経過の3ポツ目の後段になります。高市内閣総理大臣が、法務大臣と男女共同参画担当大臣に旧姓使用の拡大に向けた検討と課題の整理を指示された後、2026年の通常国会での法案提出を検討するとされました。4ポツ目、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会が提出されました改正案は、2026年1月23日の衆議院解散に伴い廃案となりました。

めぐる状況につきまして、私からの説明は以上です。

○田中委員長

説明がございましたが、意見等はございませんか。

ないようですので、それでは、私の見解を申し上げます。選択的夫婦別姓制度は、賛否が分かれる状況において、現代社会の家族、夫婦の基本的な在り方を問う事項であり。国民等の意見をしっかり聞きながら、国において判断されるべきものであると考えます。導入を求める改正案が衆議院選により廃案となったり、政府は旧姓使用法制化を検討されている状況でございます。引き続き国の状況を注視する必要があるため、本請願は継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、陳情の審査を行います。

文書表 6 ページに載せております、継続審査となっている陳情第 1 1 5 号、選択的夫婦別姓制度導入に反対し、現行の夫婦同姓制度を堅持する意見書提出を求める陳情についてであります。この陳情をめぐる状況等につきましては、先ほどの請願第 2 0 号と同様でありますので、執行部から説明のあったとおりでございます。また、先ほど選択的夫婦別姓制度導入のための法改正を求める請願を継続審査と採択しておりますので、本陳情も継続審査と考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

続いて、文書表 8 ページに載せております、継続審査となっている陳情第 1 5 7 号、「外国人土地取得規制法（仮称）」の策定に関する意見書の提出を求める陳情についてであります。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

今岡政策企画監。

○今岡政策企画監（企画調整・広域連携）

それでは、陳情第 1 5 7 号をめぐる前回の審査以降の状況について御説明いたします。

去る 1 月 2 3 日に、外国人の受入れなどに関する関係閣僚会議が開催され、外国人の受入れなどのための総合的対応策が決定されました。この中で、「外国人の土地取得などの新たな法的ルールの在り方について、国際約束との関係の具体的な精査を含め、対象者、規制の内容、規制対象となる土地などを検討し、本年夏までに骨格を取りまとめる」と明記されております。説明は以上でございます。

○田中委員長

それでは、私の見解を申し上げます。

外国人による土地取得については、陳情に記載があるように、安全保障、食料安全、水資源保護等への影響が懸念される一方で、外国人のみを規制することについて、人権上の懸念や多文化共生への影響なども指摘されているところであります。また、規制をする場合、国際的な調整が必要な事項であり、国の責任において判断されるべきものと考えます。現在、本件については、政府での検討が行われているところであり、引き続き状況を注視する必要があるため、本陳情を継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

異議がございませんので、そのように決定をいたしました。

以上で陳情の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

富岡政策企画監。

○富岡政策企画監（人づくり）

島根県では、民間企業と共同事業を通じまして、相互に緊密な連携と協力をするることにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図る目的で、19社と包括業務提携を結んでいるところでございます。このたび新しく20社目として、三井住友海上あいおい生命保険株式会社と包括業務提携を締結いたしましたので、御報告をさせていただきます。

協定のほうは、1月19日に締結をさせていただきました。提携をいたしました業務の区分といたしましては、こちらに記載しております6区分の業務で提携をしているところでございます。このうち実際に現在進めている事業といたしましては、島根県のLINEのPRを同社にお願いしていること、それから、高齢者福祉課が行っております人生会議という施策のPRを代理店向けに説明会を開催するというところ、それから、東京にございます同社の本社にて物産展を開催するというところの協議が進んでいるところでございます。同社の会社概要につきましては、4番のところに記載をしているところでございます。

次のページのほうに、島根県が現在包括提携を結んでおります企業の一覧表を掲載しておりますので、また後ほど御確認ください。私からの報告は以上になります。

○田中委員長

山本女性活躍推進課長。

○山本女性活躍推進課長

私のほうから2件報告させていただきます。

まず最初に、令和7年度男女共同参画に関する県民の意識・実態調査の結果について説明させていただきます。14ページを御覧ください。

この調査は、男女平等に関する県民の生活実態と意識、要望等を経年的に把握し、今後の男女共同参画に向けた施策をより一層充実させるとともに、令和8年度に策定いたします第5次島根県男女共同参画計画の基礎資料とすることを目的に実施いたしました。

調査報告書（案）につきましては、参考資料として議会システムに登録しております。その中で幾つか抜粋した設問について、この資料で御説明させていただきます。

調査の概要です。県内に居住する満18歳以上の男女2,000人を層化二段無作為抽出法により抽出し、調査票を郵送にて配布し、郵送またはインターネットによる回答いたしました。調査は昨年の6月から7月にかけて行い、内容は男女共同参画の重要課題について、全24問のアンケート調査となっております。回収数は982人で、回収率は49.1%、前回の44.8%に比べ4.3ポイント増加しました。今回はじめてインターネットによる回答を可能とし、回答者の約33%に当たる321人の方にインターネットにより回答いただきました。

続いて、回答者の属性について御説明いたします。性別につきましては、女性が56.5%、男性が42.7%、その他の性自認が0.2%となっております。年代別につきましては、60代が最も多く23.2%、続いて50代、70歳以上となっております。若い世代の割合がやや少なくなっております。

15ページを御覧ください。問1、男女の平等感につきまして、「平等」との回答が多

いのは「学校教育の場」で69.7%と高くなっております。その他の6分野では、いずれも①と②の計であります、「男性の方が優遇されている」が多くなっており、特に「政治の場で」と「社会通念・慣習しきたりなどで」では、8割以上が「男性の方が優遇されている」と回答しています。

次のページです。問2は、性別役割に関する意識5項目について尋ねたものになります。典型的な性別役割意識、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、否定的な意見、③と④の計であります、「そう思わない」は80.1%で、前回の令和元年度調査の70.8%から9.3ポイント増加しております。それ以外の4項目につきましても、否定的な意見、「そう思わない」の割合が、いずれも前回調査よりも10ポイント以上増加し、過半数以上を占めました。肯定的な意見、①と②の計であります、「そう思う」の割合も、依然として4割以上を占めております。

次のページです。問6、生活の中での、仕事と家庭生活または地域・個人の生活の優先度について、希望に近いものとして、「仕事と家庭生活をともに優先したい」が37.6%と最も高く、続いて「家庭を優先したい」が18.4%、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」が16.0%となっております。下のグラフは、希望に対して現実はどうかを回答したのですが、「仕事と家庭生活をともに優先している」が28.5%と最も高く、続いて「仕事を優先している」が23.7%となっております。希望は、「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も高い回答となっておりますが、現実では仕事を優先している傾向があることが分かります。特に男性はその差が顕著であり、仕事を優先したいと思う人は3.6%と少ないものの、実際は仕事を優先している人が32.7%という結果となっております。

次のページを御覧ください。家庭の中での仕事を誰が担当しているかにつきまして「食事のしたく」、「食事のかたづけ」、「掃除」などの家事につきましては、「妻がすることが多い」と回答した割合が高く、一方で、「家庭における重大な事柄の決定」や自治会やPTAなどへの「地域活動への参加」は夫がすることが多いと回答する割合が高くなっております。

19ページは、男女を比較したグラフになりますが、全ての項目において「妻がすることが多い」と回答したのは、女性のほうが多くなっております。また、食事のかたづけにおいて、「妻がすることが多い」と回答した割合は、女性71%、男性53%と大きな差があり、「妻と夫が同じ程度」についても女性17.4%、男性29.5%、「夫がすることが多い」についても、女性5.4%、男性14.6%と、女性と男性の回答に差が見られました。

次のページです。問9、女性に比べて男性の家事・育児・介護の時間が短い理由につきましては、「男性が長時間労働や休暇が取りづらい働き方をしているから」が60.1%と最も多く、続いて、「男性側に家事・育児・介護は女性がすべきものという意識があるから」が52.1%となっております。これは男性においても同様でしたが、女性の回答を見ると、「男性側に家事・育児・介護を女性がすべきものという意識があるから」が61.6%で最も高くなっており、男性は39.9%と比べて大きな差が見られました。

最後は21ページになります。問10、男性の家事・育児・介護へ参画を進めるために行政が取り組むべきことにつきまして、「勤務先の働き方改革の推進」63.8%と最も

多く、続いて、「児休業の義務化など、制度の整備」、「男性の家事・育児・介護のスキルアップ支援」が44.7%となっております。男女で差が大きかったのは、「上司・同僚に対する普及啓発」が8.0ポイント差、続いて、「夫婦の親世代に対する普及啓発」が6.8ポイント差となっており、男女の意識の違いが見られました。

続きまして、職場における女性の活躍に関するアンケート調査について報告させていただきます。先ほどの県民の意識実態調査と同様に、今後の女性活躍に向けた施策の充実と次期男女共同参画計画の基礎資料とするために実施いたしました。

この調査は、県内の常用雇用者が5人以上の企業1,000社に対し、産業分類と従業員規模別の割合に基づき、無作為抽出の上、実施いたしました。経営者向け1通、社員向け、女性・男性それぞれ1通ずつを送付し、郵送またはインターネットにより回答いただきました。調査内容は、女性の管理職登用や女性が働きやすい職場づくりなど、企業における女性活躍の現状や課題について、経営者向け21問、社員向け20問となっております。

回収状況ですが、経営者向け、社員向け、いずれも回答率は約3分の1となっております。経営者向け調査の回答企業の社員規模は10人から29人が36.6%と最も高く、次に9人以下が34.8%となっており、30人未満の企業が約7割を占めております。社員向け調査の回答者の年代は、40代が30.9%、続いて50歳代が25.2%となっており、四、五十代で全体の半数以上を占めております。

次ページ以降が調査結果でございます。まずは、経営者向けアンケート調査の結果について説明いたします。

部門別の女性社員の実態ですが、回答企業にある部門のうち女性がいない部門は、営業が66.1%、情報処理58.8%、現場技術・作業50.9%となっております。女性を増やそうと思っている部門としましては、もともと女性がいる割合が高い人事・総務・経理を除き、どの部門でも3割以上、研究・開発・設計では7割を超えております。

24ページに移ります。前回、令和元年度調査のときとの比較のグラフを示しております。販売・サービス、その他を除き、全ての部門で女性のいない割合が高くなっております。一方で、女性を増やそうと思っている部門は、製造を除き、前回より高くなっております。

25ページです。女性の職域拡大の取組につきましては、「柔軟な働き方のできる休暇制度や就業規則などの見直しを行っている」が57.5%と最も高く、続いて、「職種・部門や性別にかかわらず研修に参加させる等の人材育成を行っている」が32.5%、「職場の環境整備を行っている」が32.2%となっております。

26ページに、前回調査との比較のグラフを示しておりますが、「特に行っていない」が37.4%から27.1%と10.3ポイント減少しており、女性の職域拡大に向けた何らかの取組を行っている企業が増加しております。

27ページを御覧ください。女性を積極的に登用しようと考えているかについては、「性別にかかわらず能力のある人材を登用していきたい」が84.1%と最も多くなっており、「できるだけ女性の登用を避けたい」は3.7%でした。前回調査と比較しますと、「女性を積極的に登用していきたい」が、前回より3.1ポイント増加いたしました。一方で、「できるだけ女性の登用を避けたい」も1.9ポイント増加いたしました。

次のページ、女性社員から管理職登用を断られた経験について、「断られたことがある」が15.8%となり、前回調査から3.5ポイント増加いたしました。「そもそも打診したことはない」が、前回より2.8ポイント減少したとはいえ、54.7%と最も高くなっております。

29ページです。女性社員に管理職の打診を断られた理由としては、「そこまでの働き方を望んでいない」が36.2%と最も高く、「能力的に自信がない」、「仕事と家庭生活の両立が困難になる」と続きました。前回調査と比較すると、「能力的に自信がない」は29.2ポイント減少している一方、「そこまでの働き方を望んでいない」が17.8ポイント増加いたしました。

30ページを御覧ください。社員向けアンケート調査の結果について御説明いたします。女性にとって働きやすい職場にするために必要と思うものとして、男女ともに、「育児や介護のための休暇制度を充実させる」が最も多くなっております。そのほか回答が多かったものは、「出産や介護による離職後の職場復帰支援を充実させる」、「定時退社を推進する」、「休暇制度などを活用しやすい職場の雰囲気をつくる」となっております。これらの回答に男女差は少ないですが、「休暇制度などを活用しやすい職場の雰囲気をつくる」については、女性が男性より13.6ポイントの差がありました。

次のページは、前回調査との比較のグラフを示しており、大きな変化は見られませんが、男性では、「出産や介護による離職後の職場復帰支援を充実させる」が9.9ポイント減少いたしました。

次のページを御覧ください。係長相当職以上の管理職への昇進意欲につきましては、女性は18.4%、男性は43.4%と24.9ポイントの差がありますが、前回調査と比較いたしますと、女性は5.7ポイント、男性は2.1ポイント、「なりたい」の割合が増加いたしました。

33ページ、管理職になりたくない理由としまして、男女ともに多かった順に「責任が重くなるのが嫌だから」、「自分の能力に自信がないから」、「今のままで不満はないから」となっております。男女で大きく異なるのは、「仕事と家庭の両立が困難だから」であり、女性が男性より25.8ポイント高くなっております。

次のページは、前回調査との比較を示しておりますが、ほぼ同様の傾向が見られました。

35ページです。最後に、ほぼ同じ質問の場合の経営者と社員の回答を比較したものです。まず、会社内での女性活躍推進上の課題としては、経営者、女性社員、男性社員とも、「出産や育児で長期休業したときの代替要員の確保が困難である」、「女性の人材が不足している」が上位に上がりました。経営者と社員の違いが見られるのは、「経営者や管理職の意識改革が不十分である」、「男性の意識改革が不十分である」で、女性社員、男性社員と比べて約10ポイント低くなっております。女性社員との違いが見られるのは、「女性が担当できる仕事に限られている」、「女性の人材が不足している」で、経営者、男性社員と比べて5ポイント以上低くなりました。

36ページ、職場における女性活躍推進のための行政に期待する施策としましては、経営者では、「子育て環境を整備する」、「行政が率先して女性の活躍推進に取り組む」、「女性活躍の先進事例・メリット等の情報を企業に提供する」が上位となりました。女性社員、男性社員では、「男性の家事・育児・介護の参画を促すセミナーを実施する」、

「企業における女性の再雇用の取組を支援する」が経営者に比べて高くなり、また、女性社員では、「女性の健康課題の対応の重要性について企業への啓発を行う」が、経営者、男性社員よりも高くなりました。

以上、職場における女性の活躍に関するアンケート調査について報告させていただきました。

今回、これらの調査結果につきましては、来年度に策定いたします第5次島根県男女共同参画計画をはじめ、各施策の推進に活用してまいります。私からの説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

福井委員。

○福井委員

三井住友海上あいおい生命保険株式会社との包括業務提携のところですが、先ほど御覧くださいと言われた13ページを見ますと、平成21年のローソンからはじまって、今20社、ナンバー20までいっているわけです。1点聞きたいのが、この三井住友海上あいおい生命保険株式会社にしても、全国的な企業のところですね、島根県だけじゃなくて、ほかの県とも多分同じようなものを結んだりされているのではないかと思います。今回の三井住友海上あいおい生命保険株式会社はどうなのかということと、あとこれまで、平成21年からいろいろ包括業務提携をされてますけど、これが本当に継続的に機能しているのかどうか、要は形骸化している、古いやつになると結構形骸化しているのがあるのではないかなという感じがするんですけども。また、これによって本当に、本県にとって、これを続けていることがメリットになっているのかどうかというあたり、ちょっと思い等も含めてお聞かせ願いたいと思います。

○田中委員長

富岡政策企画監。

○富岡政策企画監（人づくり）

まず、1点目にお尋ねいただきました三井住友海上あいおい生命保険株式会社が他県でも同様なことをしていらっしゃるかと。どこの県とまでは伺っておりませんが、やはり全国的に同様の取組はしていらっしゃるということを伺っているところでございます。

2点目の、資料のほうの一覧表にある、20社載せておりますけれども、古いものから新しいものまで、有効でないものがあるかという話でしたけれども、実際には何社か、やはり担当が代わられたり方針が変わって、協定提携時期を問わず、御協力がちょっと難しくなっているような会社は、実際問題としてあるところでございます。実際には、多くの企業に御協力をいただいております、分かりやすいところでは、ローソンなどでは県政のチラシなどを置いていただくものですか、その他、島根創生計画のポスターなどを掲示していただくとか、こちらに連携事例と書いておりますけれども、様々な企業が可能な範囲内で無償での御協力をいただいているところでございまして、この事業自体としては、当県としては非常に有効ではないかなというふうに思っているところでございます。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

そういう御答弁になると思いますけど、担当が代わったりして、今、実質県として、あまりメリットがないという、県民にとってのメリットがないようなところを、これ何か、一種の一時期の流行りというか、何かそういうことで、いろんところが包括連携、こういう業務提携されていますけど、もう既にあまり機能してないようなところは解消したりしないと、これ下手するとまた21とか22社とか、どんどん積み重なっていくと思うんですけど、多分連絡も常にとられているわけでもないと思うし、逆に企業にとってはPRと、あと逆に、そういう保険会社が非常に多いなと思うんですけど、企業のPR兼そういうことをやってるから、営業活動に島根県も使われているっていうことがあると思うんですが、そこら辺のところはしっかりと精査の上、相手方にも意向があれば解消するようなことがあってもいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○田中委員長

富岡政策企画監。

○富岡政策企画監（人づくり）

申しあげましたように、福井委員のおっしゃるとおり、実際に取り組んでいただけていない企業があるのは事実でございますので、またその取扱いをどうするか、また先方様もあつてのことだと思っておりますので、少し御相談をさせていただければなというふうに思います。

○田中委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、政策企画局全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いをいたします。ありませんか。

ないようでございますので、以上で政策企画局所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を15時といたします。よろしくをお願いいたします。

〔休 憩〕

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより総務部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに総務部長の挨拶を受けます。

野間総務部長。

○野間総務部長

総務部でございます。長い間御審議いただき、お疲れさまでございます。田中委員長、岡崎副委員長はじめ委員の皆様方には、総務部所管事項につきまして、日頃から御指導、御支援をいただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、1月6日に発生しました県東部を震源とする地震についてでございますけれども、改めまして、このたびの地震により被災された全ての方々にお見舞いを申し

上げたいと思います。県では、地震により被害や影響を受けられた事業者への支援など、早急に対応する必要があるものにつきまして、後ほど御説明もいたしますけれども、1月21日に、知事専決処分により補正予算を措置して対応してございます。引き続き関係市町村と共に、早期の復旧復興に取り組んでまいり所存でございます。

次に、先月22日に開催の第21回竹島の日記念式典につきましては、委員の皆様にも御出席いただきまして、ありがとうございました。当日は、古川内閣府大臣政務官、領土議連の新藤会長、自民党の有村総務会長をはじめといたしまして、各党から多くの国会議員の皆様にも御出席いただいたところでございます。また、一般参加者82名を含めた424名の方に御来場いただいたところですが、大きなトラブルもなく、無事終了をいたしました。関係の皆様改めて感謝を申し上げたいと思います。今後も、竹島問題については粘り強く取り組んでまいり所存でございます。

それから、次に、3月2日に三菱マヒンドラ農機株式会社が農業用機械事業からの撤退を表明されております。これを受けまして、県といたしましては、県内事業者への対応を中心に、商工労働部で検討中ですが、総務部での対応の方向性につきまして、この後御報告させていただきたいと思っております。

本日でありまして、条例案10件、一般事件案3件、予算案8件及び報告事項2件を御説明させていただきます。今回提案いたしました予算案につきましては、エネルギー価格・物価高騰対策と島根創生の推進の両立を進めるとともに、健全な財政運営を図る予算として編成しております。当初予算で4,924億円、2月補正等におきましてもエネルギー価格・物価高騰対策、国土強靱化など切れ目ない予算としておりまして、合わせまして総額で前年度比6.8%、344億円増の5,437億円ということでございます。委員の皆様におかれましては、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、原管財課長が体調不良により欠席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会付託されました総務部に係る議案は、条例案10件、一般事件案3件、予算案8件でございます。

はじめに条例案の審査を行います。第23号議案から第30号議案、第72号議案及び第75号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、説明をお願いいたします。

大下総務課長。

○大下総務課長

それでは、総務部資料の1ページをお願いします。第23号議案、島根県行政手続条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1、提案理由は、行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、県民の利便性の向上を図るため、聴聞の通知に関する規定について、所要の改正を行うものです。

2、条例の概要ですが、行政庁では不利益処分をしようとする場合、処分の名宛人とな

るべき者に意見陳述の手段を取らなければならないとされております。不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合における聴聞の通知を、公示の方法により行うことができるとされております。

資料の次の2ページ、参考を御覧ください。現行の公示の方法は、行政庁の事務所の掲示場において、公示事項が記載された書面の掲示により行っておりますが、このたび新たに公示事項を規則で定める方法、具体的にはインターネットで公表することを想定しておりますが、この方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、現在も行っておりますが、掲示場での書面での掲示、または事務所に設置したパソコンに画面表示したものの閲覧によることのいずれかの方法とする旨を規定するものです。

なお、本件においては、新たなインターネットでの公表のほか、これまでどおり掲示場での書面の掲示を行う方向です。

資料1ページに戻りまして、3、施行期日はデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の附則に掲げる規定の施行の日で、令和8年5月21日としております。

続いて、4ページをお願いいたします。第25号議案、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

1、提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。2、条例の概要ですが、地方自治法の一部改正により、地方公共団体への公金納付のデジタル化に伴う関係規定が新たに規定されたことによりまして、条項ずれが生じ、この条項を引用している知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例など、合わせて4つの条例について引用する条項の整理を行うものです。3、施行期日は地方自治法の一部を改正する法律等の施行の日である令和8年9月24日としております。説明は以上です。

○田中委員長

野津情報公開室長。

○野津情報公開室長

資料の3ページをお願いいたします。第24号議案、島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

1の提案理由に記載しておりますように、このたび公益信託に関する法律の施行に伴いまして、関係政令が改正、施行されることから、島根県公益認定等審議会の委員の任命要件について所要の改正を行おうとするものでございます。

2の改正概要でございます。(1)のとおり、大正11年に制定された公益信託ニ関スル法律がこのたび全部改正されることにより、公益信託制度がこれまでの主務官庁による許可制度から、各都道府県におかれる合議制の機関の意見に基づく認可制に変更され、令和8年4月1日から施行されます。この合議制の機関については、政令で定める基準に従い、各都道府県の条例で定めることとされております。島根県におきましては、島根県公益認定等審議会条例がこれに当たります。このたびの公益信託法の施行に伴う関係政令の一部改正に伴い、本条例で定めております委員の要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者を追加するものでございます。

3の施行期日でございますが、令和8年4月1日としております。私からの説明は以上

です。

○田中委員長

飯塚人事課長。

○飯塚人事課長

資料の5ページをお願いします。第26号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

1の提案理由に記載しておりますが、この条例は令和7年10月の人事委員会の勧告及び報告を受けまして、職員の諸手当について所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容についてでございますが、(1)初任給調整手当につきましては、国に準じて改正する内容であり、アにつきましては、医師等に支給する初任給調整手当の支給月額を限度額を改定するもの、イにつきましては、この医師等に支給する初任給調整手当の名称を第1種初任給調整手当に改めるもの、ウにつきましては、職員の月例給の水準が最低賃金に相当する額を下回った場合に、その差額について月額に換算した額を支給するため、新たに第2種初任給調整手当を措置するものとなっております。この職員の月例給が最低賃金を下回るということは、現時点では想定しておりませんが、国において手当が措置されており、地方公務員におきましても、地方自治法が改正され、同様の措置が可能となったことを受けまして、県におきましても国に準じてこのたび改正するものでございます。

続いて、(2)通勤手当につきましてはですが、自動車等使用者に対する通勤手当の額を、使用距離に応じて6万700円の範囲内で支給することにするものでございます。

次に、(3)宿日直手当についてでございますが、国に準じて、勤務1回に係る支給額の限度額を改定することとしております。

資料の6ページをお願いします。3の施行期日等についてですが、令和8年4月1日から施行することとし、2の(1)のア、医師等に支給する初任給調整手当の支給月額の限度額と、2の(3)宿日直手当については、令和7年4月1日から適用することとしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。第27号議案、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例等の一部改正する条例についてでございます。

1の提案理由でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律及び11月議会で御審議いただきました本県の職員の旅費に関する条例の改正を踏まえまして、これを踏まえた取扱いを行っております非常勤の職員等の費用弁償を規定しております関係条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、今回改正します条例は、(1)から(3)の3条例でございますが、(1)は条例名の出だしのところ、非常勤の職員等としておりますけれども、主に県で設置しております審議会の委員などについて規定しているもの。(2)は、県では事業で講演会などを様々に行っておりますけれども、主にこうした際の講師の方などの費用弁償、参考人としておりますけれども、それについて規定しているもの。(3)は会計年度任用職員について規定しているものでございます。ただ、(1)を御覧いただきまして、(1)の条例の改正概要でございますけれども、国の費用弁償の項目名称の改正による改正及び関係規定の整備としておりまして、言い換えますと、括弧内に記載してござい

すように、国のこの費用弁償の項目の名称改正などに伴いまして、費用弁償の項目の種目をこれに合わせた項目に改正して規定するもの、また、費用弁償の額及び支給方法につきましては、細かな部分などは知事が別に定める部分ということにするほかは、一般職の職員に対する旅費の支給の例によると規定するものでございます。そして、変更後の費用弁償の具体的な種目及び支給の取扱いですけれども、その下のアで宿泊料の変更、イの宿泊手当の新設などございまして、この内容の多くは、11月議会の職員の旅費に関する条例の改正の際に御審議いただきました種目でございます。費用弁償につきましてもこういった内容に改正するものでございます。

なお、1点、職員の旅費に関する条例の改正と改正内容の相違点としましては、カの日当の廃止がでございます。職員は、以前から日当を廃止しておりましたけれども、費用弁償ではこれまで支給しておりましたけれども、今回、国等の状況を踏まえまして、これを廃止するものでございます。

次に、(2)、(3)の条例の改正でございますけれども、費用弁償の取扱いは、(1)から(3)のいずれの場合も同様としておりまして、条例では(2)、(3)につきましては、(1)の規定の例によるとしていることなどから、(1)の改正に伴いまして、引用する条項の改正など、関係規定の整備を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、令和8年4月1日としております。

続きまして、資料の8ページをお願いいたします。第28号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1の提案理由についてでございますが、組織改正に伴いまして、職員の特殊勤務手当につきまして所要の改正を行うものでございます。まず、資料の下に参考と記載しておりますけれども、こちらを御覧ください。記載しておりますように、令和8年4月1日から、獣医師が関わる衛生業務についての体制を強化するため、薬事衛生課の内室として獣医衛生管理室を設置することとしております。これに伴いまして、2の改正内容に記載しておりますけれども、これまで狂犬病予防法や動物愛護法等の規定に基づく作業につきまして、保健所に勤務する職員が従事している場合に、狂犬病予防作業等従事手当を支給しているものを、今回新たに設置する獣医衛生管理室に勤務する職員がこれらの業務に従事した場合につきましても、同様に手当の支給対象とするものでございまして、薬事衛生課を支給対象公署に追加する改正を行うものでございます。

3の施行期日についてでございますが、令和8年4月1日から施行することとしております。

続きまして、飛びますが、資料の13ページをお願いいたします。第72号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。先ほど御説明しました第26号議案と同様に、人事委員会の勧告及び報告を受けまして、職員に支給する通勤手当について所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容についてでございますが、(1)のとおり、民間の有料駐車場等を利用する職員に対しまして、月額3,000円の範囲内で駐車場等に係る通勤手当を支給することとしており、(2)のとおり、この駐車場等に係る通勤手当を含めまして、月額15万円の範囲内で通勤手当を支給するものでございます。あわせて、(3)のとおり、これまでは月の途中で採用された職員等に対しましては、採用等の翌月から通勤手当を支給して

おりましたが、採用日等から支給できるよう、国に準じて改正することとしております。

3の施行期日についてでございますが、令和8年4月1日から施行することとしております。以上です。

○田中委員長

石井行政改革推進室長。

○石井行政改革推進室長

資料の9ページを御覧ください。第29号議案、島根県部設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1、改正理由でございますが、令和12年の国スポ・全スポの開催に向けた体制を強化するため、本庁の組織を見直すことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございますが、島根かみあり国スポ・全スポ局を設置すること、その所掌事務を国スポ・全スポの開催に関する事項とスポーツ振興に関する事項とするものであります。

3、施行期日は、令和8年4月1日としております。参考として、組織図をつけております。現在環境生活部にございますスポーツ振興課、島根かみあり国スポ・全スポ準備室を移管しまして、新たな局に4つの課を設置するものでございます。

10ページに条例の新旧対照表をつけておりますので、後ほど御参照ください。説明は以上です。

○田中委員長

加納税務課長。

○加納税務課長

私のほうから、条例2議案について御説明いたします。資料11ページを御覧ください。

まず、第30号議案、島根県県税条例の一部を改正する条例についてでございますが、個人県民税の寄附金控除には、公益法人に対する寄附金など、条例で対象となる寄附金を定めているものがありますが、今回改正をするのは、そのうちの公益信託の信託財産とするために個人が支出をした寄附金に関する規定についてでございます。

1の提案理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。

改正内容は、2(1)の表のところでございますが、個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金について、改正前は認定特定公益信託といいまして、注にありますとおり、信託を終了するときには信託財産が委託者に帰属をしないことなど、公益信託の中でも一定の要件を満たす公益信託のみが対象となっておりますが、これを単に公益信託に対するものという改正を行うものでございます。この改正後の公益信託というのは、このたび全面改正をされた新しい公益信託法に基づいて認可を受けた公益信託のことを指しております。地方税法のほうで新しい公益信託に対する寄附金は全て税額控除の対象とする措置が講じられますことから、条例の規定を整理するものでございます。その他、(2)の規定の整理として、関係法令の改正に伴い、条例の文言を整理するものがございます。

3の施行期日ですが、地方税法の改正と同じく、令和9年1月1日としております。なお、公益信託法につきましては、改正後2年間の移行期間があり、その間改正前の公益信託は移行認可を受けるまでは存続をすることとなっておりますので、その間の取扱いにつ

いて経過措置を設けることとしております。

12ページのほうの図で御説明いたします。2つの大きな矢印を御覧ください。上側の矢印は移行期間前に税額控除の対象であった公益信託、下側の矢印は税額控除の対象でなかった公益信託です。両方とも右側の新公益信託と表示している薄い緑色の部分につきましては、2年間の間に認可を受けた後の公益信託ですので、それに対する寄附金は当然税額控除の対象となるものです。一方、移行認可を受けるまでの期間に支出をした寄附金、その部分が今回の経過措置を定める部分となりますが、上側の濃い緑色の部分は、認定特定公益信託として存続をしておりますので、令和8年4月以降も引き続き対象となります。しかし、下側のグレーの部分は、公益信託として存続しておりますが、まだ移行認可は受けていないものですので、移行認可前に支出をされた寄附金については税額控除の対象とはならないというふうな規定としております。

続きまして、資料14ページを御覧ください。第75号議案、島根県県税条例等の一部を改正する条例でございます。こちらは令和8年度税制改正により地方税法が改正されることに伴い、県税条例の改正を行うものでございます。今回、県税条例の改正が必要となりますのは、自動車税に関係する部分のみでございます。地方税法の改正と同じ内容となっております。

2の(1)としまして、まず、県税条例の改正内容についてでございますけれども、アとしまして、自動車税の環境性能割の廃止に伴い、その関係条例を削除するもの、そして、イとしまして、現行の自動車税の種別割の名称が自動車税となりますので、関係規定を改正するもの、ウとしまして、自動車税の種別割の税率の特例、いわゆるグリーン化特例と言われておりますが、この現行の制度を令和10年度課税分まで2年間延長することが主な内容となっております。また、引用する条項の整理やその他規定の整理がございます。なお、グリーン化特例につきましては、少し説明をつけておりますけれども、一定年数を経過した自動車の税率を重くする重課と燃費性能の優れた自動車の税率を軽減する軽課、この2つの特例措置のことをいいます。表のところでございますが、重課につきましては、初回登録から13年経過したガソリン車、ディーゼル車については11年となりますが、この年数を経過した日の属する年度の翌年度以降の税率がおおむね15%ほど重くなります。軽課につきましては、電気自動車・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド車が対象で、登録の翌年度のみとなりますが、税率がおおむね75%軽減されます。

また、(2)のところでございますが、アからウに掲げる3つの条例の規定の中に、自動車税の種別割という名称が出てくる箇所がございますので、それを自動車税へと改正するよう整理を行うものでございます。

3の施行期日についてですが、令和8年4月1日からの施行としております。なお、地方税法の改正法が年度内に成立するというを前提としておりますので、改正法が公布されないときには県税条例もその効力を失うこと、また、改正内容が異なるときには廃止をするという附則を設けることとしております。これは例年と同様の規定でありますけれども、もし、仮に年度内に改正法が成立をせず、国において何らかの措置が講じられることとなった場合には、その内容を踏まえて県税条例の対応のほうもさせていただきたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。質疑等はございませんか。

ないようでございます。それでは採決を行います。条例案10件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第23号議案から第30号議案、第72号議案及び第75号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第23号議案から第30号議案、第72号議案及び第75号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。第46号議案、第52号議案及び承認第1号議案のうち関係分について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

石井行政改革推進室長。

○石井行政改革推進室長

資料の15ページを御覧ください。第46号議案、包括外部監査契約の締結について御説明いたします。

毎年度この委員会で御審議いただいているものでございます。地方自治法に基づきまして、知事と包括外部監査委員との令和8年度の契約を締結するものでございます。契約の金額は1,241万4,000円を上限とし、契約の相手方は公認会計士の足立尚吾氏でございます。説明は以上でございます。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

資料の16ページを御覧ください。私からは、第52号議案、契約の締結について説明させていただきます。

契約の目的は県立浜山公園陸上競技場ナイター照明新設工事、契約の方法は一般競争入札で、契約金額は14億9,000万円余でございます。契約の相手方は三和電工・大成電気水道工業・神州電気特別共同企業体、代表者は三和電工株式会社、代表取締役、安部知行でございます。下表、工事の概要についてですが、工事名は、先ほどの契約目的に同じで、工事場所は出雲市大社町北荒木地内でございます。工期については、議会の議決をいただき、かつ受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日から令和9年6月25日まででございます。工事の概要は、2030年に開催される島根かみあり国スポ・全スポに向けて、日本陸上競技連盟から第1種公認を受けるために、今回、ナイター照明を新設するものでございます。なお、この案件につきましては、令和7年12月24日に仮契約を締結しております。私からは以上でございます。

○田中委員長

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

それでは、資料の17ページを御覧ください。承認第1号としまして、1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震による被害への対策を講じるために、1月21日に専決処分をいたしました令和7年度一般会計補正予算の歳入について御説明いたします。

表の下のおり、補正額の合計は9,635万円余となっております。内訳としましては、5の地方交付税を5,190万円余、9の国庫支出金を3,195万円、15の県債を1,250万円、それぞれ増額しております。私からは以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

ないようです。

それでは採決を行います。

一般事件案3件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第46号議案、第52号議案及び承認第1号議案のうち関係分について、原案のとおり可決、承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第46号議案、第52号議案及び承認第1号議案のうち関係分について、原案のとおり可決、承認すべきものと決定をいたしました。

次に、予算案の審査を行います。

はじめに、令和8年度当初予算について審査を行います。令和7年度補正予算に係る第1号議案については関連するため、併せて説明を受けたいと思います。なお、第1号議案の採決につきましては、後ほど補正予算の採決に併せて行います。

それでは、令和8年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分、第4号議案、第6号議案及び令和7年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けたいと思います。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

資料の21ページを御覧ください。第3号議案、令和8年度一般会計当初予算の歳入について御説明いたします。

令和8年度当初予算は、エネルギー価格・物価高騰対策と島根創生の推進の両立を進めるとともに、健全な財政運営を図る予算として編成しており、表の一番下の欄を御覧いただきますと、合計は4,924億円余で、対前年度比204億円余の増となっております。このうち主なものについて御説明いたします。

まず、1の県税は、暫定税率の廃止により、軽油引取税が減となっていることや自動車税環境性能割がその廃止により皆減となっている一方で、法人事業税や個人県民税などが増となっており、総額では15億円余の増となっております。

次に、4の地方特例交付金につきましては、先ほど申しあげました軽油引取税や自動車税環境性能割、それから3の地方譲与税のうち地方揮発油譲与税、これらの減収に対します県の補填措置があり、27億円余の増となっております。地方交付税につきましては、先ほどの県税など、基準財政収入額の増などの減要因がある一方で、人件費の増加ですとか、いわゆる教育無償化に係る地方負担分に対する措置がされることなどによりまして、54億円余の増となっております。

次に、9の国庫支出金につきましても、いわゆる教育無償化の対応としまして、給食費の抜本的な負担軽減や高等学校の無償化に対応する交付金の増などによりまして、10億6,000万円余の増となっております。

次に、12の繰入金につきましては、教育文化振興基金繰入金や財政調整基金繰入金が減となったことなどによりまして、12億円余の減となっております。

次に、13の繰越金でございます。こちらは国の経済対策で追加交付された交付税を財源として、近年繰越金の額を増額しており、5億円余の増となっております。

次に、14の諸収入につきましては、島根半島震災対策事業協力金を計上したことなどによりまして、14億円余の増となっております。

最後に、15の県債は、教職員の働き方改革として行う新たな校務支援システムの導入などに伴いますデジタル活用推進事業債の増などによりまして、14億円余の増となっております。

続きまして、ページお戻りいただきます、18ページを御覧ください。当初予算と関連します第1号議案、令和7年度2月補正予算のうち、2月12日提案分の歳入について御説明いたします。

この補正予算は、国の経済対策のための補正予算を活用したエネルギー価格・物価高騰対策や国土強靱化対策のほか、早急に対応すべきものについて措置しておりまして、表の下の合計のとおり284億円余を計上してございます。主な内容といたしましては、5の地方交付税が23億円余、9の国庫支出金が197億円余、15の県債が56億円余のそれぞれ増となっております。私からは以上です。

○田中委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

続いて、歳出について、資料の22ページをお願いいたします。

はじめに、第3号議案、第4号議案及び第6号議案につきまして御説明いたします。

令和8年度一般会計予算歳出のうち、総務部関係分は、総額で1,315億5,000万円余、前年度と比べ93億8,400万円余の増額としております。特別会計は後ほど御説明いたします。

23ページお願いします。総務部の主要事業の概要を記載しております。

1の竹島領土権確立対策事業は、竹島の日を定める条例の趣旨を踏まえ、問題解決に向けた国民世論の喚起を促す取組として、竹島問題に関する調査研究など実施するものです。

2の私立学校就学支援事業は、高等学校等に在籍する生徒等に対する就学支援金等により、家庭の教育費負担を軽減するものです。このたびの国のいわゆる高校無償化の措置を受け、①高等学校等就学支援金は私立高等学校等の授業料負担を軽減するものですが、こ

れを拡充し、私立高校の支給上限額を年額39万6,000円から45万7,200円へ引き上げ、世帯の収入要件を撤廃し、年収制限なしとするもので、負担割合は国4分の3、県4分の1となっております。また、②奨学のための給付金は、支援対象世帯に対して学用品等を購入するための給付金を世帯年収に応じて交付し、授業料以外の教育費負担を軽減するものですが、これも拡充し、支給世帯を生活保護世帯・住民税所得割非課税世帯から中所得層である年収約490万円未満の世帯へ拡大します。

24ページ、3の高等教育の負担軽減は、県立大学及び県内の私立専修学校で修学する低所得世帯の学生などに対し、入学料及び授業料の免除による支援を行います。

4の私立学校教育条件維持向上事業は、島根で学ぶ生徒を増やすため、私立学校が実施する生徒確保の取組を支援するものです。①は、先ほど2で説明しました国の就学支援金制度に上乘せして支援するもの、②は、学習環境の向上など、魅力化や特色化につながる設備整備を支援するもの、③は、私立専修学校がウェブを活用したオープンキャンパス開催などの取組を支援するものです。

5の県有施設長寿命化推進事業は、県有施設の長寿命化を図りながら、施設修繕費を平準化するため、計画的な修繕を実施するものです。

続きまして、各課で予算額の大きい項目や変動の大きい項目について御説明いたします。

25ページ、総務課になります。

5の情報公開費については、行政資料検索システムの更新に伴い増額しております。

19の公立大学法人島根県立大学運営支援事業費は、大学運営に必要な経常的経費、修繕経費等を交付するもので、エネルギー価格・物価高騰への対応として、光熱費等の増嵩分に対する支援を上乘せするほか、給与費の改定などにより、昨年度よりも増額しています。

20の島根県立大学授業料等軽減事業費及び24の私立学校就学支援事業費のうち私立専修学校授業料等軽減事業は、対象となる学生数の増に伴い増額しております。

24の私立学校就学支援事業費は、先ほど主要事業の概要で説明したいわゆる高校無償化の措置を受け、高等学校等就学支援金などを拡充し、増額となっております。

26ページ、人事課になります。

4の人事管理諸費は、産休育休代替職員の報酬及び期末勤勉手当支給月数の改定に伴う増額、12の新人事給与システム運営費については、給与管理システムの運用保守費の増加に伴う増額となっております。

続いて、下段、財政課です。

6の減債基金積立金は、島根半島震災対策事業の実施に係る県債の後年度の償還額から、地方交付税措置額を除いた県実負担相当分を減債基金に積み立てることによる増額、10の元金償還金につきましては、一般会計から公債管理特別会計へ繰り出すもので、これまでの県債の発行に応じて増額となっております。また、債務負担行為として、他の地方公共団体と共同して地方債を発行するために必要な元利償還に係る連帯債務について、令和8年度も引き続き設定をお願いするものです。

11の利子償還金は、利率の上昇による増額となっております。

27ページ、税務課です。各種交付金や精算金など税収見込みに連動した増減となっております。

28ページ、管財課になります。5の県庁舎等管理費は、エネルギー価格・物価高騰に伴う光熱費の増高分を措置しております。6の県営建物維持修繕費は、庁舎内の照明器具のLED化などにより増額するもの、9の県営建物維持管理費は、県庁舎をはじめ、各地区の庁舎管理業務などについて複数年にわたる契約を行うため、債務負担行為をお願いするものです。

29ページ、情報システム推進課です。3の行政情報通信基盤整備事業費、4の情報安全対策実施事業費、5の社会保障・税番号制度システム整備事業費は、いずれも更新時期を迎えるなど、次期システムの整備、運用を行うために増額するものです。

続いて、下段、総務事務センターです。4の総務事務センター運営費は、本庁との地方の庁舎との間の文書等の輸送に係る組織内物流の増加に伴う増額。

30ページ、特別会計となります。公債管理特別会計の歳出は、令和8年度は総額936億2,100万円余で、利子償還金の増加により、前年度と比べ15億3,500万円余の増額、下段の総務事務集中処理特別会計は、令和8年度は総額で128億4,200万円余、会計年度任用職員の報酬及び期末勤勉手当支給月数の改定などにより、前年度と比べ8億6,700万円余の増額としております。

資料戻りますが、19ページをお願いします。第1号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第11号）、歳出のうち総務部関係分は、総額で27億円余の増額としております。

20ページに内訳を記載しております。総務課は、1の大学等奨学事業費、2の公立大学法人島根県立大学運営支援事業費、3の私立学校経営健全性確保事業費について、いずれもエネルギー価格・物価高騰対策としてエネルギーコスト削減効果の高い設備等の導入の支援等を行うものであり、増額となっております。

財政課の1、減債基金積立金につきましては、国の補正予算により臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための財源として地方交付税が措置されたため、減債基金に積み立てるものです。2の地域活性化・経済対策調整基金積立金は、中小企業等におけるエネルギーコスト削減のための設備投資等の支援について、今後必要となる財源の一部を積み立てるものです。

説明は以上となります。

○田中委員長

説明が終わりました。

当初予算と関連する補正予算について質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ないようですので、それでは、採決を行います。

当初予算に係る議案3件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第3号議案のうち関係分、第4号議案及び第6号議案に

ついて、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第3号議案のうち関係分、第4号議案及び第6号議案については、原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

次に、令和7年度補正予算について審査を行います。

第1号議案のうち関係分、第53号議案のうち関係分、第54号議案、第55号議案のうち関係分及び第56号議案について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

それでは、資料の31ページをお願いいたします。2月補正予算のうち第1号議案、2月12日提案分につきましては、先ほど御説明させていただきましたので、ここでは第53号議案、2月補正予算のうち3月4日提案分の歳入について御説明いたします。

この補正予算は、今年度の事業費の確定などに伴う補正であり、表の下の合計のところを御覧いただきますと、154億円余の減額となっております。主な増減について御説明いたしますと、1の県税につきましては、法人事業税や個人県民税などの増により、3の地方譲与税につきましては、特別法人事業譲与税の増により、それぞれ増額となっております。5の地方交付税につきましては、職員給与費等のベースアップなどに対応するための財源として、国から追加交付がございましたので、増額となっております。次に、9の国庫支出金につきましては、枠計上しておりました災害復旧費など、公共事業関係を中心に74億円余の減となっております。次に、12の繰入金では、例年行っております財政調整基金の取崩し戻し50億円などによりまして、64億円余の減となっております。次に、14の諸収入でございますが、過年度の補助金等の返還金を8億円余計上しておりますが、農林漁業の制度融資や用地先行取得の実績に伴い、50億円余の減となっております。最後に、15の県債につきましては、災害復旧事業をはじめとしました公共事業などの執行状況に伴いまして、57億円余の減となっております。

私からは以上です。

○田中委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

続いて、歳出につきまして御説明いたします。補正予算のうち第1号議案は、先ほど当初予算と併せて説明させていただきましたので、割愛します。32ページをお願いします。3月4日に上程させていただきました第53号議案から第56号議案につきまして、御説明いたします。

令和7年度一般会計補正予算、歳出のうち総務部関係分は、総額で9億9,600万円余の増額としております。特別会計は後ほど御説明いたします。

33ページをお願いします。課別に主なものを御説明いたします。総務課では、11の公立大学法人島根県立大学運営支援事業費は、給与費の改定などに伴う人件費等の増、1

2の島根県立大学授業料等軽減事業費については、対象となる学生数の増による増額、16の私立高等学校等就学支援事業費については、対象となる生徒数などの減による減額となっております。

下段の人事課では、1の人件費、一般職給与は、知事部局の職員の時間外勤務手当等の増、3の人事管理諸費は、産休・育休代替職員等の減、一番下の財政課では、3の国庫支出金返還金は、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金等を国に返還するものを計上しています。5の減債基金積立金は、執行節減等による基金積立ての増、7の退職手当基金積立金は、定年引上げによる引上げ後の定年前に早期退職する職員数が見込みより少なかったことから、令和7年度予算の一部を令和8年度以降に執行するため、基金に積み立てることなどによる増、8の元金償還金、9の利子償還金は、借換債の借入れ時期の変更等、10の公債関係事務費は、借入れ実績による減となっております。

34ページの税務課は、税収に連動した増減となっております。下段の管財課では、4の県庁舎等管理費及び7の合同庁舎等管理運営費は、光熱水費の増嵩分を措置するもの、5の県有財産の有効活用事務事業費は、普通財産の売却経費の実績減、6の県営建物維持管理費は、施設管理一元化事業等の減としております。その下の情報システム推進課では、2の電子県庁推進事業費は、統一端末基盤保守運用管理費等の減、一番下の総務事務センターでは、3の総務事務センター運営費は、旅費制度の改正などに伴い、システム改修費の増となっております。

35ページをお願いします。特別会計となります。公債管理特別会計は、借換債の借入れ時期の変更、利率の確定等に伴い、総額で1億6,700万円余の減額、その下の証紙特別会計は、自動車税の増収などに連動し、3,100万円余の増額としております。一番下の総務事務集中処理特別会計は、それぞれ実績の減により総額で9,900万円余の減額としております。

説明は以上となります。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はありませんか。

ないようですので、それでは、採決を行います。

補正予算に係る議案5件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第1号議案のうち関係分、第53号議案のうち関係分、第54号、第55号議案のうち関係分及び第56号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第1号議案のうち関係分、第53号議案のうち関係分、第54号議案、第55号議案のうち関係分及び第56号議案については、原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表 9 ページに載せております継続審査となっております「再審法改正を求める意見書」採択についてであります。

この請願をめぐる状況等について執行部から説明をお願いいたします。

大下総務課長。

○大下総務課長

継続審査となっております請願第 17 号について御説明します。請願の内容は、有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための再審制度について法改正を求めるものでございます。

その後の状況ですが、昨年 4 月に設置された法制審議会刑事法（再審関係）部会において議論が行われておりましたが、令和 8 年 2 月 2 日に同部会としての答申案が取りまとめられました。その後、令和 8 年 2 月 12 日に開催された法制審議会総会において、同答申案が了承され、法務大臣に答申されたところです。国会におきましては、昨年 6 月に衆議院に提出された再審制度の見直しを盛り込んだ刑事訴訟法の一部を改正する法律案が継続審査となっておりますが、令和 8 年 1 月 23 日に衆議院が解散されたことに伴い、廃案となっております。

以上となります。

○田中委員長

皆様の御意見等ございませんか。

それでは、私の見解を申し上げます。再審法の改正に向けては、令和 7 年 3 月に法制審議会に諮問、審議が行われ、令和 8 年 2 月 12 日に法務大臣に答申されたところであり、引き続き国の動向を注視していく必要があると考えます。よって、本請願は、継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、そのように決定をいたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

それでは、資料の 36 ページを御覧ください。島根かみあり国スポ・全スポに要する経費につきましては、現段階での見込みを改めて試算しまして、本日の環境厚生委員会におきましても環境生活部から御説明しているところですが、この経費につきましては、財政負担として県財政に関わるものでございますので、本委員会におきましても御報告させていただきます。

資料の 1 の表を御覧ください。国スポ・全スポの開催に必要な経費見込みについてでございます。これまで国スポ・全スポに係る経費につきましては、表の左から 2 つ目、

これまでの見込みを経費として令和6年2月定例会の本委員会におきましても御説明してまいりました。本年度、本県における国スポに向けた施設整備費を試算したことに伴い、②の開催準備経費・運営費、また③の競技力向上対策経費も併せまして、現段階での見込みを令和7年度時点として改めて試算したものとなります。結果、当初参考としておりました総額266億円程度から、53億円程度の増で319億円程度となる見込みでございます。

2、各項目の内容でございます。まず、①の施設整備費につきましては、昨年度の中央競技団体の正規視察における指摘事項等を踏まえ、表に記載のとおり、各施設の概算事業費を算出いたしました。詳細設計をこれから行う施設があることや近年の資材単価の上昇等から、あくまで現時点での見込みとなりますが、164億円程度と試算しております。これまでの140億円という数字は、あくまで改修を中心としました先催県の実績額の参考でございましたので、積算していたものが増額となったわけではございませんが、近年の資材単価の高騰等による影響があったのではないかと考えております。

次に、②の開催準備経費・運営費につきましては、近年の開催4県から聞き取りました額の平均を取りまして110億円程度としております。

最後に、③競技力向上対策につきましては、これまで見込んでおりました36億円に、本年度9月補正予算に計上しておりますトップアスリート支援事業や成年チームに対する強化費の拡充などを加えまして、45億円程度と試算いたしました。

なお、いずれの経費につきましても、現時点での試算でありまして、今後の物価高騰、人件費上昇等の見込みは含めておりません。

続いて、下の段、3、県の財政負担の見込みと今後の対応でございます。まず、①の施設整備費につきましては、既に財政見通しに反映しております約140億円に加えて、残り約24億円を次年度の財政見通しに反映させた上で、巨額の県負担が生じる見込みでありますことから、再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFIT制度の適用等によります企業会計利益剰余金を一部を活用し、一般財源の縮減を図ってまいります。

次に、②開催準備経費・運営費につきましては、これまで90億円を目安に国スポ基金の積立てを行ってきておりますが、増額となります20億円程度につきましては、現在の積立てペースでは不足するため、次年度以降、決算剰余金を活用した基金の積み増しを検討してまいります。

最後に、③競技力向上対策につきましては、9億円の増額が県内企業に就職されたトップアスリートを支援する事業などによるものであり、選手確保の進捗などを踏まえつつ、毎年度、一般財源を確保しながら計画的に事業を進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○田中委員長

内田私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

それでは、38ページ、三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退に係ります県の対応（総務部分）について御説明をいたします。

先日、3月2日、三菱マヒンドラ農機等から、農業用機械事業からの撤退が発表されたことを受けまして、県の対応の方向性を御報告させていただくものです。

1の会社概要について、表の左側にグループ連結全体での三菱マヒンドラ農機株式会社と、その内数として右側にこの連結に含まれますリョーノーフクトリー株式会社の概要を記載しております。

2の発表概要といたしまして、この9月末を予定として事業を撤退されることを表明され、製品の補修など一部事業を残し、残りの事業については会社法に基づき会社を解散し、通常清算手続行う予定とされております。この通常清算とは、資産超過の会社が行う手続でありまして、これに対して債務超過となった会社が裁判所の監督下で進めるものが特別清算ということになります。また、退職となる従業員については、可能な限り再就職支援を行うとの内容です。

3の撤退による影響といたしまして、従業員967名のうち県内在住者が約410名、残りは鳥取県など、近隣県に在住の方や全国にある販売店の従業員などで、これらの従業員のうち製品補修などの継続事業に従事する約50名を除いた約917名が退職の対象となるとのことです。また、取引関係にあるサプライヤーへの影響が懸念される所であり、こうした事業者への支援については、現在、県の商工労働部で検討しつつ、当面の対応を図っているところでございます。

39ページを御覧ください。こうした動きを受けまして、事業者に対する支援以外の総務部が所管します支援といたしまして、大学等の就学支援といったことがあります。このたび保護者さんが退職を余儀なくされるということで、厳しい経済状況に置かれる学生などが大学などへの進学を諦めるということが一番懸念される所でございます。これまで島根県育英会では、大学などへの進学者や在学者を対象に無利子の貸与型奨学金制度を運用してきておりますが、この春4月に進学される方向けには既に昨年の10月末で受付を締め切っておりまして、この3月に退職を余儀なくされる可能性が分かった今からでは応募ができない状況でございます。そこで、保護者の退職の影響を受ける進学者を想定して奨学金の追加募集を行う方向で現在検討をしているところでございます。

具体的な対象者のイメージといたしまして、令和8年度に大学・短大・大学院・専修学校（専門課程）に進学する方で、三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退の影響により保護者が退職を余儀なくされる可能性のある方として検討しているところでございます。

なお、下の参考の表でございますが、これが現在の島根県育英会による大学等奨学金制度の概要でございます。

以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

説明ありがとうございました。国スポ・全スポの関係、一問一答でもさせていただきましたが、内容については承知をしているつもりです。質問のときには言わなかったんですけども、ちょっと気になったのが、施設整備費で歳入を予定しているであろうFITの関係ですね。FITの余剰金っていうのは、実はいつも財源不足の利活用で何億

かを充当しているというこれまでの実績があって、今回、活用状況の中には記載はなかったですけども、当初から多分織り込んでいたんだらうというふうに思うんですが、そうした場合、多分今の余剰金、単年度でどうだろう。10億円程度の利活用ができるのかなというイメージがあって、そのうち今言う単年度の収支不足を、現在ですよ。そういったもので使った場合に、果たしてその上物にこういった国スポに回せるような財源の余裕がF I Tにまだあるのかなというふうに思うんですが、そこら辺のボリューム感っていうのが分かれば教えてほしいんですけど。

○田中委員長

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

今御指摘いただきましたとおり、また説明いたしましたとおり、いわゆるF I T財源というものを国スポの施設整備のところにも今回充当している、令和8年度予算においても充当しているところでございます。企業局におきましては、令和6年度以降、全ての水力発電所がF I T適用となっておりますので、今後、毎年十数億円近くの利益が生じるものと見込んでございます。これによります利益の剰余金につきましては、一旦電気事業会計の積立金に積み立てられた後に、令和8年度におきましては、まず再生可能エネルギーの利用促進といったものの資金として0.8億円、それから国民スポーツ大会の施設整備の財源として5.8億円、合わせて6.6億円を一般会計に繰り入れて活用することとしてございます。残り、そのほかに一般会計だけではなく、宅地造成事業会計のところ、いわゆる江津の工業団地等につきましても分譲価格、分譲単価の引下げといったことにも2.5億円活用するといった状況もございまして。そういった形で、さっきも申し上げましたとおり、施設整備費の一部につきましても、F I T財源を使っているところでもございまして、今後、令和9年度以降につきましても、そういった形で活用してまいりたいと思っております。それで幾らの額をその施設整備費に充てていくかということについては、引き続き企業局等とも相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

分かりました。一応5.8億円の施設整備費を今まで見込んでいたということで、その今24億円足りない中で、全部これF I Tで賄うということもなかなか難しいんでしょうから、県債を充当するとかもあるんでしょうけども、なるべく借金はしない形でできれば、そういった企業局の余剰金をうまく利用していただきまして、財政見通しにあまり反映しないようにしていただければと思いますので、財政当局での上手な方法をよろしくお願いします。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

三菱マヒンドラ農機株式会社の撤退が決まりましたよね。9月末で撤退ということだと、約半年と3月の部分があるんだけど、再就職をできる限り支援するっていう具合に言って

いるけど、具体的にはもう何か提示しているんですか。例えば三菱グループに何人か行くとか、県内の事業者にどれぐらいとか、これからですかね。特に表明しているという具体的なものはないんですかね。

○田中委員長

内田私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

今、会社から発表されている内容では、今の会社は解散をされて、従業員50名程度でメンテナンス中心の事業を継続され、退職を余儀なくされる917名の社員、これは県内にも県外にもおられますけど、会社としては再就職支援を最大限していくと聞いています。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

だから、まだ具体的なことは言わないというんだけど、通常、解散をもう発表した段階で、ある程度従業員を個別に呼んで再就職の支援をするのが本来の姿じゃないかと思うんですよ。いきなりバサッと切って、おまえ、あそこ行けっていうことじゃないんじゃないかと思うんだけど、そういうのはやってないんですかね、実際。いきなり解散しますと、再就職を支援しますっていうことだけしかまだ実施されていないっていうことの意味でいいんですかね。

ちょっと言い方が悪いんだけど、例えば会社を解散するとか事業を縮小するということになると、まず再就職支援ありきでやって、それから解散手続に入るっていうのが本来の姿じゃないかと私は思うんですけども。その辺どんな状況なんでしょうか。

○田中委員長

野間総務部長。

○野間総務部長

私たちが聞いているのは、従業員に対しても3月2日に伝えられたっていうような形で聞いていまして、その前の段階で内部にどういうふうに情報が行き渡ったかまでは知らない状況です。ですので、私たちが知り得ている情報としては、現在、表に出ている情報しか分からないということです。ただ、3月3日に県と市と合同会議をやっており、その中には労働基準監督署も入っています。県内のいろんな企業から来てほしいみたいな話もあると聞いておりますので、その辺も含めて就職支援がされるものと思っております。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

分かりましたけど、何か個人的には極めて不誠実なような感じがしたので、聞いてみたんですけども、ぜひ県としてもしっかりと支援していただいて、今の進学する人たちの奨学金を支給するっていうことなんだけど、既に受験をはじめている生徒たちじゃないですか。これ精神的な影響もかなりあると思うんですよ。そういったことも支援をしっかりと寄り添ってもらってということをもっとお願いしたいと思います。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

少し関連して三菱マヒンドラ農機株式会社のお話を聞きたいんですが、気になるのはやっぱり当然今の対象となる917名なんですけど、やっぱりもう一方で、サプライヤーの県内の74社っていうのが気になるんですけど、なかなか状況が分からないので、完全子会社もあれば、いろいろ関わり合いによって各社それぞれだと思んですけども、また会社によっては1社で何人規模の会社なのかっていうのが全然分からないんですけども、たまたま出雲の辺りの状況を聞くと、たった1社しか影響がないというふう聞いてますけど、1社で20人いらっしゃるんですよ。その74社の全体像が見えないので、どのぐらいの影響になるのかっていうのが、そこら辺が伝わってこないで、少しこのサプライヤーの状況を分かっている範囲内でお聞かせいただければと思うんですが。

○田中委員長

分かる範囲で結構です。

野間総務部長。

○野間総務部長

すみません。ここにつきましても、私たちも今、出ている情報しか分からないというのが正直なところなんです。今、取引関係にあるところが三菱マヒンドラ農機株式会社の撤退によって連鎖倒産していくおそれがあるのが一番懸念しているところであり、そこにつきましては商工労働部のほうで支援をやるということで、具体的には新しい取引先を見つけていくというのが主な支援になると思います。あとは資金繰り支援ですね。そういったことを今回やっていくということで考えており、とにかく連鎖倒産を止めるところに注力していく形で今いろんな支援を考えているところでございます。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

分かりました。

○田中委員長

ほかに。福井委員。

○福井委員

三菱マヒンドラ農機株式会社は今聞いていただいたんで結構ですけど、先ほど須山委員が言われた国スポと全スポに要する経費ですけども、最初の見込みから令和7年度時点ということで、それぞれが当然金額が上がっているわけですけども、これから特に施設整備費、スケジュールがそれぞれの競技場等でもう設計をはじめしているところもあれば、これからその工事に入っていくっていうのがあるんですけども、まず第1点は、それぞれのところのそういう改修の発注とかいうのが、新しく設置される局でされるのかどうかっていうことですよ。それとどこがそういうことの契約業務を担当されるかは別としても、できるだけ後になればなるほど人件費も、公共事業費の資料に労務単価のことが書いてあるんですけど、3月からまた昨年よりも上がっていますし、後になればなるほどこの施設整備費ってもっともっと高くなっていくと思うんですよ。タイミングがほんの1年ずれるだけで非常にここの膨らみ具合が、上記以外の施設、17施設がありますけども、ここだってもっと上がっていく可能性があると思うので、先ほどの説明の取りあえずできるだ

け借金をしないために企業局の資金を活用するようになってはいますが、これだって自分でまた県債の発行とかが必要になってきそうな気がするんで、その辺の見込みというか、その辺は財政的にどう思われてるのかなっていうところを、その部局らとしっかりと連携を取られたほうがいいと思うんですけど、どのようにお考えかちょっと聞かせていただきたいと思います。

○田中委員長

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

まず、1点目、御質問いただきました、こういった施設整備費、今申し上げてございますような施設の発注をどこからするかということにつきましては、基本的に各施設を所管しております課、担当部局が出していくということになるというふうに考えているところでございます。また、中にありますような市町村が競技施設を整備するところもございまして、県はそちらに補助をするという形でございますけれども、そういったものについては市町村が行うというような状況でございます。

2点目の御質問でいただきました、今の物価等の上昇を踏まえると、遅くなればなるほどかかる費用が上がるのではないかという御懸念があったと思います。そこについては、今のこういった物価上昇の局面においては、おっしゃるところは承知してはございますが、一方で、やはりこれだけ多く施設整備費がかかってくるところでございますので、順番に設計などをしながら、今のスケジュールを組んで進めているところではございます。物によってはもう、福井委員もおっしゃられましたとおり、スケジュールの設計が終わって改修に入るところもあれば、また例えば自転車競技場などにつきましては、やっと候補地が決まりましたけれども、来年度予算で設計に入っていくといった状況でございます。個別の施設の状況はございますので、そういった状況の中で、できる限り平準化というか、スピード感というのも大事でございますけれども、年度間の平準化といった観点も踏まえながら、施設整備を進めていきたいと。ただ、お尻は決まっておりますので、そこに間に合うように進めていきたいというふうに思っております。

○田中委員長

ほかにございませんか。

福田委員。

○福田委員

三菱マヒンドラ農機株式会社の話に戻って恐縮ですけども、担当委員会ではないですから、あんまり細かなことはいえないかもしれませんが、総務委員会の担当の部局はひとつしっかりやっていただきたいということと、短期的に様々な影響が出ないように、県庁挙げてやっていただきたいということと、長期的な話になるかもしれませんが、三菱重工がどれだけ関わっておられるのか、私よく分かりませんが、以前、三菱重工の重役にお会いしたときには、できることがあったらやりますからねと言われたことがありまして、数年前に。撤退した後、あの跡をどうするのかということは、地域経済にとっては大きなテーマになってくるだろうと思っております。もしできれば、三菱重工との関係がどれだけあるか、私よく分かりませんが、日本を代表する企業ですから、しかも今後、非常に成長が期待できる分野も担うところがありますから、仮に縁があるとすれば、関係

部局で将来的なことも交渉していかれたらどうだろうかなど、こんなことをこの間、ニュースが流れてから、記者会見があるという情報が入って、当面の対策と将来的な島根県としての取組方針っていいでしょうか、様々な形でぜひ御努力をいただいて、この周辺は下請がいっぱいありますから、いろんな形の下請といたしますか、関連企業がいっぱいありますので、なるべく影響が今後出ないように、これまで積み上げてきた技術や様々なことに影響が出ないように、長期的なことも視野に含めて取り組んでいただければなど。民間の経済界、力合わせて取り組んでいただければと思っておりますので、この点要望させていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○田中委員長

要望でよろしいですか、福田委員。

○福田委員

はい。

○田中委員長

ほかにございませんか。

1点、私のほうから。今回は三菱マヒンドラ農機株式会社の件ですけれども、私学等の関係のことでありますので、ぜひ教育委員会等と連携していただくということもお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、総務部全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いをいたします。

福田委員。

○福田委員

続いてすみません。先般、2月の22日の竹島の日は大変御苦労さまでございました。来年もあるとすると、ちょっと心配な点が1つありますので、私見を申し述べて、御検討いただければと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っておりますが、それは、30分時間がオーバーして、最後お二方の講演の時間がそれぞれ半減をされた。参加している人ももちろんですけども、講師の先生も大変迷惑な話だったのではないかと感じております。余談ですが、木村尚三郎さんという有名な西洋史学の学者の先生がおられますが、以前お会いしたときにおっしゃったことは、今でも鮮明に覚えているんですが、福田さん、西洋史で何か話をしてくれと言われて、1時間半ぐらいで話をしてくれと言われたら、すぐ何でも話せますと。30分で話をしてくれと言われたら、例えば1週間が欲しい。5分で話をしてくれと言われたら、場合によったら20日ぐらい欲しいんだというふうにおっしゃって、短く相手に通じるように話をするというのは、いかに難しいかということをお話になったことがあって、それ今でも鮮明に覚えています。お二方の講師先生に30分予定を15分くらい私分かりませんが、時間が僅か15分でお話をしろというふうな時間の制約があったら、大変御苦労だったなと思って、そのことを思い出しながらお話を聞いておりましたけれども、同じような次第でいけば、また遅れると思うんですね。

どこが原因だったかは大体分かるんですが、次第がありますから削る、縮小する場合は1つしかないだろうと思っております。政治の分野ですから、私はあえて申し上げますけれども、来賓全員に御挨拶いただくというのも、気持ちはよく分かって大事なことだと思

ますが、限られた時間の中で決定事項も採択事項もあつたりしますので、どうしていくかという、来賓全員の方に御挨拶をしていただくというのは限界があるだろうと思っています。よくそういう場合は代表の方という言い方で時間を設定するという、そういうケースは多々ありますので、全員の方が一番いいかもしれませんが、時間の制約の中では大変申し訳ないことかもしれませんが、政党の代表者何人ということも考えないと、時間が幾らあっても終わりの時間が決まっていますから、そういうことも考慮しなければいけないのかなと思って、この間も会議を、次みんな予定があつたわけですから、感じた次第です。したがって、知事等とまた次第の流れといいましょうか、それは御検討いただいて、ああ、よかつたなという会にぜひまた取り組んでいただければというふうに思いますので、私のほうから意見を申し上げたいと思います。御答弁は結構です。

○田中委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で総務部所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより出納局所管事項について審査を行います。

はじめに、会計管理者の挨拶を受けます。

森山会計管理者。

○森山会計管理者

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃より出納業務に対しまして格別の御理解、御支援をいただきまして、ありがとうございます。お疲れのところ、よろしく申し上げます。

今日は予算案5件、御審議いただきたいと思います。何とぞよろしくお願ひいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました出納局に係る議案は、予算案5件であります。

はじめに、令和8年度当初予算について審査を行います。令和7年度補正予算に係る第1号議案については、関連するため併せて説明を受けたいと思います。

なお、第1号議案の採決については、後ほど補正予算の採決に併せて行います。

それでは、令和8年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分、第5号議案及び令和7年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分について執行部から説明を受けます。

質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

畑田会計課長。

○畑田出納局会計課長

それでは、第3号議案、令和8年度一般会計当初予算のうち出納局関係分及び第5号議案、令和8年度証紙特別会計当初予算並びに第1号議案、令和7年度一般会計補正予算のうち出納局関係分について併せて御説明させていただきます。

はじめに、出納局の予算の全体を御説明させていただきたいので、第3号議案、令和8年度一般会計当初予算のうち出納局関係分について説明させていただきます。資料の2ページのほうお願いいたします。

令和8年度の出納局関係分に係る一般会計につきましては、例年どおり会計事務の適正な執行や効率的処理を図るための経費を計上しておりますけれども、特徴的なものといえます。先月稼働いたしましたんですが、第2期の財務会計システムなどに係る経費や今月末に廃止される収入証紙に代わる手数料等を納付するに利用できるキャッシュレス決済端末などのデジタルの決済に関する経費なども上げております。

まず、歳出の表でございますが、出納局の行でございますが、令和8年度当初予算の総額は、7億9,200万円余となっております。令和7年度当初予算と比較いたしますと9,200万円余の増額としております。

主な増減についてであります。はじめに、1の一般職給与費でございます。令和8年度が2億6,400万円余で、給与改定の影響などがありましたので、前年比2,600万円余の増。次に、2の会計管理費でございますが、令和8年度1億4,400万円余で、前年比7,500万円余の減でございます。主な減額の要因といたしましては、概要欄のほうに記載させていただいておりますが、今月末の収入証紙の廃止に伴いまして売りさばきの手数料が3,900万円余、元売りさばきの業務委託料が2,200万円それぞれ皆減したことが影響しております。

続いて、3の財務会計オンライン運用管理事業費につきましては、令和8年度は3億200万円余で、前年比1億4,100万円余の増としておりまして、この要因でございますが、概要欄と同じく記載しておりますが、まず1つ目でございますが、従来の財務会計システムに係る運用経費が先月稼働いたしました第2期の財務会計のシステムに移行いたしますので、5,100万円余の皆減、次の第2期財務会計システムに係る開発経費、それから運用保守経費でございますが、これにつきましては、令和7年度の当初予算で債務負担行為を設定させていただきまして、令和8年度から令和12年度まで分割して平準化して支出させていただくということになっておりまして、来年度新たに各年で1億3,500万円余を計上させていただいております。3つ目でございますが、現在、インターネットを利用して地方税を納入できるeLTAXという仕組みがございます。これを地方税以外の県の公金を収入するに利用できるように、私どもの財務会計システムを改修することやコンビニ収納を今実施しておりますけれども、それに係る費用なんかを令和8年度1億2,400万円余を計上したことなどによって、それぞれ増減が出てきております。

第3号議案につきましてはの一般会計については、以上でございます。

続きまして、戻っていただきまして、資料の1ページをお願いいたします。第1号議案、令和7年度一般会計補正予算（第11号）につきましては、国の経済対策のための補正予算を活用する事業に必要な予算を計上させていただいております。

まず、1の歳出の表でございますが、出納局の行、補正額に記載しておりますとおり、533万円の増額補正をするもので、補正後の額は全体、その右でございますが、7億3,

500万円余となります。

補正の内容につきましては、電子決済システム運用事業費ということで計上させていただいております。本年度、令和7年度の当初予算におきまして主に、今月末で廃止される収入証紙に代わる収入を行う際に、県の機関の窓口で活用していただくというところで、キャッシュレス決済端末を100台導入させていただくというところで予算措置させていただきました。令和7年度、本年度に入りまして、この100台のキャッシュレス決済端末の導入を進めている中で、複数の県立学校のほうから卒業証書の交付に、今これは手数料がかかっておるんですけども、卒業証明書の交付などの発行のところに手数料がかかっておりまして、ここで現金が発生するというところで、キャッシュレス決済端末を導入してほしいという要望がございましたので、この点につきまして、さらなる県民の方の利便性の向上や職員の業務改善につながるものと判断いたしまして、県立学校を中心に追加でキャッシュレス決済端末を50台導入する費用といたしまして533万円の増額補正をさせていただきます。

それでこのキャッシュレス決済端末の追加の導入につきましては、本来、当初、先ほど御説明いたしました令和8年度の当初予算のほうで計上を予定しておったんですが、早急に対応すべきものとして、国の補正予算を活用させていただいて令和7年度の補正予算へ前倒しをさせていただくということになります。

続いて、2つ目の表でございますが、2の繰越明許費でございます。ただいま御説明いたしました補正予算につきましては、全額令和8年度に繰り越して事業を実施させていただきますので、繰越明許費として追加をさせていただきたいということになります。

第1号議案につきましては、以上でございます。

続きまして、3ページのほうをお願いいたします。続きまして、第5号議案、令和8年度証紙特別会計当初予算について御説明させていただきます。証紙の特別会計につきましては、収入証紙条例に基づいて運転免許手数料など、証紙で収入する使用料や手数料について一旦この会計に受け入れまして、収入の実績に応じて一般会計のほうに各種目に振り分けるということになっております。なお、収入証紙につきましては、今月末で廃止ということになりまして、収入証紙の販売自体も今月末で終了いたしますが、証紙の使用自体は本年の9月末日まで、それから未使用で残る証紙もあるかと思っておりますので、その未使用分につきましてはの還付、これにつきましては、令和13年の3月末日まで取りますので、こういったことを行うというところで今年度、令和8年度の証紙特別会計の予算をつくり上げております。

具体的には、まず、歳入のほうでございますが、総額は6,400万円余となりますが、まず、1の県税・使用料及び手数料につきましては、令和8年度は収入証紙の販売がございませんので、0円とさせていただきます。2の繰越金でございますが、これは売りさばき人や県民の方などの手元にある収入証紙の未使用の額ということになるんですが、この未使用の額につきましては、既に証紙特別会計のほうに収入されて積み上がった状態になっております。したがって、この令和8年度は、この繰越金6,400万円余を使用して歳出に充当していく形になります。

続いて、歳出でございますが、総額は歳入と同様の6,400万円余となります。内容といたしましては、1の一般会計繰出金として500万円余を計上しております、この

繰出金は収入証紙により使用料などが納付された場合に一般会計に繰り出すものでございますが、先ほど説明いたしましたとおり、証紙の使用が今年9月末までになっているということと、収入証紙に代わる納付方法を広く周知しているということを考えまして、9月末までのところで収入証紙で納付されるケースは限られるだろうというふうに判断いたしました。前年度と比較いたしますと大きな減とさせていただいております。

続いて、2の証紙返還金として5,800万円余を計上しております。証紙の返還金については、未使用の証紙の返還請求に対しての還付金でございますが、証紙の廃止ということで返還請求のほうは逆に増加が見込まれるというふうに勘案いたしました。前年度と比較して大きく増と見込んでおります。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

○田中委員長

説明のありました当初予算と関連する補正予算について質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ないようでございますので、それでは、採決を行います。

当初予算に係る議案2件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第3号議案のうち関係分及び第5号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第3号議案のうち関係分及び第5号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、令和7年度補正予算について審査を行います。

第1号議案のうち関係分、第53号議案のうち関係分及び第55号議案のうち関係分について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、説明をお願いいたします。

畑田会計課長。

○畑田出納局会計課長

そういたしますと、第1号議案につきましては、先ほど第3号議案と一体的に御説明させていただきましたので、改めての御説明は割愛させていただきます。

それでは、第53号議案、令和7年度一般会計補正予算（第12号）のうち出納局関係分、第55号議案、令和7年度証紙特別会計補正予算（第2号）のうち出納局関係分について説明させていただきます。資料の4ページのほうをお願いいたします。

はじめに、一般会計でございますが、各事業の実績見込みにより補正を行うもので、歳出の出納局の行に記載のとおり、補正前の額7億3,500万円余を補正額4,300万

円余の減額により、補正後の額6億9,100万円余とするものでございます。

主な補正内容といたしましては、2の会計管理費では、公金振込手数料の実績が見込みより少なくなりましたので、1,100万円余の減、また、3の財務会計オンライン運用管理事業費及び5の電子決済システム運用事業費において、入札執行残などが生じたので、このことにより減とさせていただきます。

第53号議案、一般会計については、以上でございます。

続きまして、資料の5ページをお願いします。次に、証紙特別会計のほうでございますが、こちらのほうも実績見込みにより補正を行うもので、まず、歳入のほうでございますが、1、県税・使用料及び手数料でございますが、収入証紙の売払い収入が当初の見込みより増えたということで、1,400万円余の増額補正をするものでございます。

続いて、歳出のほうでございますが、1の一般会計繰出金で食品衛生手数料や環境衛生手数料などが当初の見込みより増えたということで、1,300万円余の増額を行い、歳出全体では出納局の行の補正額1,400万円余の増額補正をするものであります。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

ないようですので、それでは、採決を行います。

補正予算に係る議案3件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第1号議案のうち関係分、第53号議案のうち関係分及び第55号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第1号議案のうち関係分、第53号議案のうち関係分及び第55号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

この際、出納局全般に関しまして委員の皆様から何かありましたらお願いをいたします。

福井委員。

○福井委員

せっかくですので、来年度の事業のことですけれども、例の車に貼っている広告事業は、まだ継続してやられるのかどうかというのを確認させてください。

○田中委員長

畑田会計課長。

○畑田出納局会計課長

御質問いただきました公用車の広告の事業に関してでございます。繰り返しになるかもしれませんが、本年度から広告事業を開始させていただきまして、出納局では今65台の公用車を管理しておりますが、そのうち22台を対象に広告募集いたしまして、企業4社様で22台全てを契約いたしまして、今年度は約71万円の収入を予定しております。

それで御質問の令和8年度、来年度でございますけれども、現在4社のところで22台御契約いただいている車につきましては、このまま継続で4社で継続して広告をつけて走っていただいて収入もいただくということにしております。それプラス、この令和7年度に車両が少し更新、古いものから新しいものに変更がかかったこともありましたので、そういったところで出納局が所管する公用車のほうをもう一度ちょっと点検いたしまして、来年度は新たに、ちょっと少ないんですが、4台の広告車両を用意しております。そして現在、今ホームページを中心に募集をかけているというところになりますので、こちらのほう、今後企業様のほうから要望があれば対応していくというところで想定をしております。それでその4台、4月から時期的には少しずれるかもしれませんが、仮に4月から1年間4台全て契約させていただくと、14万4,000円ほどの収入増になるかなというふうに考えております。以上でございます。

○田中委員長

福井委員、よろしいですか。

○福井委員

よろしいです。ありがとうございます。

○田中委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○田中委員長

ないようですので、それでは、以上で出納局所管事項の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

審査の途中でございますが、本日はここまでで終了し、明日3月6日の10時に再開をいたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、本日の委員会を散会いたします。お疲れさまでした。